

東京電力 HD／東北／北陸／中国／日本原電  
原子炉施設保安規定 比較表

令和2年7月1日

東北電力株式会社

北陸電力株式会社

中国電力株式会社

日本原子力発電株式会社

No	東京電力 HD (柏崎)	東北電力 (女川)	北陸電力 (志賀)	中国電力 (島根)	原電(東海第二)
①運転管理					
1.	(運転員等の確保) 第12条 変更なし	(運転員等の確保) 第12条 変更なし	(原子炉の運転員の確保) 第12条 変更なし	(運転員等の確保) 第12条 変更なし	(運転員等の確保) 第12条 変更なし
2.	(運転管理業務)  第12条の2 各GMは、原子炉の状態に応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。  (1) 当直長は、原子炉施設の運転に関する次の業務を実施する。  a)中央制御室における監視、第13条第1項の巡視点検及び第2項の巡視によって、施設の状態管理を実施し、その結果、機器に異状があれば関係GMに通知する。 b)運転操作（状態管理を含む。）を実施する。 c)原子炉施設に係る警報発生時の対応操作を実施する。 d)原子炉施設の設備故障及び事故発生時の対応操作を実施する。	(運転管理業務)  第12条の2 各課長は、原子炉の状態に応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。  (1) 発電課長は、原子炉施設の運転に関する次の業務を実施する。  a.中央制御室における監視、第13条第1項および第2項の巡視点検によって、施設の状態管理を実施し、その結果、機器に異状があれば関係課長に通知する。 b.運転操作（状態管理を含む。）を実施する。 c.原子炉施設に係る警報発生時の対応操作を実施する。 d.原子炉施設の設備故障および事故発生時の対応操作を実施する。	(運転管理業務)  第12条の2 各課長及び当直長は、原子炉の状態に応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。  (1) 当直長は、原子炉施設の運転に関する次の業務を実施する。  イ 中央制御室における監視、第13条第1項および第2項の巡視点検によって、施設の状態管理を実施し、その結果、機器に異状があれば関係各課長に通知する。 ロ 運転操作（状態管理を含む。）を実施する。 ハ 原子炉施設に係る警報発生時の対応操作を実施する。 ニ 原子炉施設の設備故障及び事故発生時の対応操作を実施する。	(運転管理業務)  第12条の2 各課長または当直長は、原子炉の状態に応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。  (1) 当直長は、原子炉施設の運転に関する次の業務を実施する。  a.中央制御室における監視、第13条第1項および第2項の巡視点検によって、施設の状態管理を実施し、その結果、機器に異状があれば関係各課長に通知する。 b.運転操作（状態管理を含む。）を実施する。 c.原子炉施設に係る警報発生時の対応操作を実施する。 d.原子炉施設の設備故障および事故発生時の対応操作を実施する。	(運転管理業務)  第12条の2 発電長及び各マネージャーは、運転状態に応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。  (1) 発電長、運転管理グループマネージャー及び運転支援グループマネージャーは、原子炉施設の運転に関する次の業務を実施する。  イ. 原子炉施設の運転に必要な監視項目※1を定め運用する。 ロ. 運転操作（系統管理を含む。）に係る事項を定め運用する。 ハ. 原子炉施設に係る警報発生時の対応内容を定め運用する。 ニ. 原子炉施設の設備故障及び事故発生時の対応内容を定め運用する。
	<b>黒字赤下線</b> : 保安規定変更箇所 <b>黄塗り</b> : 東京電力 HD (柏崎) と有意な差がある箇所* ※ 条番号、組織名称及び各社固有の表現による差異は除く				
	(2) 当直長は、関係GMの依頼に基づく運転操作（状態管理を含む。）が必要な場合は、第1号b)による運転操作（状態管理を含む。）を実施する。また、関係GMは、当直長から引き渡された系統に対して、必要な作業を行い、作業完了後に当直長へ系統を引き渡す。	(2) 発電課長は、各課長の依頼に基づく運転操作（状態管理を含む。）が必要な場合は、第1号b.)による運転操作（状態管理を含む。）を実施する。また、各課長は、発電課長から引き渡された系統に対して必要な作業を行い、作業完了後に発電課長へ系統を引き渡す。	(2) 当直長は、関係各課長の依頼に基づく運転操作（状態管理を含む。）が必要な場合は、(1)ロによる運転操作（状態管理を含む。）を実施する。また、関係各課長は、当直長から引き渡された系統に対して、必要な作業を行い、作業完了後に当直長へ系統を引き渡す。	(2) 当直長は、関係各課長の依頼に基づく運転操作（状態管理を含む。）が必要な場合は、第1号b.)による運転操作（状態管理を含む。）を実施する。また、関係各課長は、当直長から引き渡された系統に対して、必要な作業を行い、作業完了後に当直長へ系統を引き渡す。	(2) 当直長は、関係する各マネージャーの依頼に基づき運転操作（系統管理を含む。）が必要な場合は、(1)ロによる運転操作（系統管理を含む。）を実施する。また、関係する各マネージャーは、発電長から引き渡された範囲に対して、必要な作業を行う。
	(3) 各GMは、第3節（第72条から第75条を除く。）各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するために行う原子炉施設の定期的な試験・確認等の計画を定め、実施する。なお、原子炉起動前の施設及び設備の点検については、第16条に従い実施する。	(3) 各課長は、第3節（第73条から第76条を除く。）各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するために行う原子炉施設の定期的な試験・確認等の計画を定め、実施する。なお、原子炉起動前の施設及び設備の点検については、第16条（原子炉起動前の確認事項）に従い実施する。	(3) 各課長は、第3節（第71条から第74条を除く。）各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するために行う原子炉施設の定期的な試験・確認等の計画を定め、実施する。なお、原子炉起動前の施設及び設備の点検については、第16条（原子炉起動前の確認事項）に従い実施する。	(3) 各課長または当直長は、第3節（第71条から第74条を除く。）各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するために行う原子炉施設の定期的な試験・確認等の計画を定め、実施する。なお、原子炉起動前の施設及び設備の点検については、第16条に従い実施する。	(4) 発電長及び各マネージャーは、第3節（第72条から第75条を除く。）各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するために行う原子炉施設の定期的な試験・確認等の計画を定め、実施する。なお、原子炉起動前の施設及び設備の点検については、第16条に従い実施する。

\*1 : 運転に必要な監視項目とは、第3節（第72条から第75条を除く。）各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するための監視項目等をいう。

No	東京電力 HD (柏崎)	東北電力 (女川)	北陸電力 (志賀)	中国電力 (島根)	原電(東海第二)
3.	(巡視点検)  第13条 当直長は、毎日1回以上、原子炉施設（原子炉格納容器（以下「格納容器」という。）内部及び第9.5条第1項で定める区域を除く。）を巡視し、次の施設及び設備について点検を行う。 <u>実施においては、第10.7条の3第3項に定める観点を含めて行う。以下、本条において同じ。</u>  (中略)  2. 当直長は、「状態管理マニュアル」に基づき、格納容器内部の関連パラメータの監視及び第9.5条第1項で定める区域の巡視を行う。  (中略)	(巡視点検)  第13条 発電課長は、毎日1回以上、原子炉施設（原子炉格納容器（以下「格納容器」という。）内部および第9.5条第1項で定める区域を除く。）を巡視し、次の施設および設備について点検を行う。 <u>なお、実施においては第10.7条の3第3項に定める観点を含めて行う（以下、本条において同じ。）。</u>  (1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水および排気施設  (省略)	(巡視点検)  第13条 当直長は、毎日1回以上、原子炉施設（原子炉格納容器内部及び第9.3条（管理区域内における特別措置）第1項で定める区域を除く。）を巡視し、次の施設及び設備について点検を行う。 <u>実施においては、第10.6条の3（作業管理）第3項に定める観点を含めて行う。以下、本条において同じ。</u>  (1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水及び排気施設  2. 当直長は、「運転管理業務要領」に基づき、原子炉格納容器内部及び第9.3条（管理区域内における特別措置）第1項で定める区域の巡視又は監視を行う。	(巡視点検)  第13条 当直長は、毎日1回以上、原子炉施設（原子炉格納容器（以下「格納容器」という。）内部および第9.3条（管理区域内における特別措置）第1項で定める区域を除く。）を巡視し、次の施設および設備について点検を行う。 <u>実施においては、第10.6条の3第3項に定める観点を含めて行う。以下、本条において同じ。</u>  (中略)	(巡視点検)  第13条 発電長は、毎日1回以上、原子炉施設（原子炉格納容器（以下「格納容器」という。）内部及び第9.5条（管理区域内における特別措置）第1項で定める区域を除く。）を巡視し、次の施設及び設備について点検を行う。 <u>実施においては、第10.7条の3第3項に定める観点を含めて行う。以下、本条において同じ。</u>  (1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水及び排気施設  2. 発電長は、「運転管理業務要項」の定めるところにより1ヶ月に1回以上、原子炉施設（格納容器内部及び第9.5条（管理区域内における特別措置）第1項で定める区域）の巡視を行う。ただし、特に立入が困難な区域は、巡視に替えて毎日1回以上、遠隔監視を行う。
4.	(マニュアルの作成)  第14条 変更なし  (マニュアルの作成)  第14条 発電管理課長は、次の各号に掲げる発電課長が実施する原子炉施設の運転管理に関する事項のマニュアルを作成し、制定・改定にあたっては、第7条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。  (中略)  (6) 定期的に実施するサーベイランスに関する事項	(マニュアルの作成)  第14条 発電管理課長は、次の各号に掲げる発電課長が実施する原子炉施設の運転管理に関する事項のマニュアルを作成し、制定・改定にあたっては、第7条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。  (中略)  (6) 定期的に実施するサーベイランスに関する事項	(要領の作成)  第14条 変更なし	(規定類の作成)  第14条 変更なし	(手順の作成)  第14条 変更なし
5.	(引継)  第15条 変更なし	(引継)  第15条 変更なし	(引継及び通知)  第15条 変更なし	(引継および周知)  第15条 変更なし	(引継)  第15条 変更なし
6.	(原子炉起動前の確認事項)  第16条  (中略)  2. 当直長は、 <u>定期検査停止</u> 後の原子炉起動前に、第3節で定める <u>定期検査停止</u> 時に実施する検査の結果を確認する。  (省略)	(原子炉起動前の確認事項)  第16条 発電課長は、原子炉起動前に、次の施設および設備を点検し、異常の有無を確認する。  (中略)  2. 発電課長は、 <u>定期検査停止</u> 後の原子炉起動前に、第3節で定める <u>定期検査停止</u> 時に実施する検査の結果を確認する。  (中略)	(原子炉起動前の確認事項)  第16条  (中略)	(原子炉起動前の確認事項)  第16条 当直長は、原子炉起動開始前に、次の施設および設備を点検し、異常の有無を確認する。  (中略)  2. 当直長は、 <u>定期検査停止</u> 後の原子炉起動前に、第3節で定める <u>定期検査停止</u> 時に実施する検査の結果を確認する。	(原子炉起動前の確認事項)  第16条 発電長は、原子炉の起動開始までに、次の施設及び設備を点検し、異常の有無を確認する。  (中略)  2. 発電長は、 <u>定期検査停止</u> 後の原子炉起動前に、第3節（運転上の制限）で定める <u>定期検査停止</u> 時に実施する検査の結果を確認する。
②サーベイランス					
7.	(運転上の制限の確認)  第7.2条 各GMは、運転上の制限を第3節各	(運転上の制限の確認)  第7.3条 各課長は、運転上の制限を第3節各	(運転上の制限の確認)  第7.1条	(運転上の制限の確認)  第7.1条 各課長（課長（品質保証）、総務課長、	(運転上の制限の確認)  第7.2条 発電長、運転管理グループマネージ

No	東京電力 HD (柏崎)	東北電力 (女川)	北陸電力 (志賀)	中国電力 (島根)	原電(東海第二)
	条の第2項で定める事項※1で確認する。  なお、この確認は、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認（以下「実条件性能確認」という。）するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。）により行う。 (以下略)	条の第2項で定める事項※1で確認する。  なお、この確認は、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認（以下「実条件性能確認」という。）するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。）により行う。 (省略)	各課長及び当直長は、運転上の制限を第3節各条の第2項で定める事項※1で確認する。	課長（技術）、課長（核物質防護）、課長（建設管理）、課長（保修技術）、課長（土木）、課長（建築）および課長（S A工事プロジェクト）を除く。または当直長は、運転上の制限を第3節各条の第2項に定める事項※1で確認する。	ヤー、炉心・燃料グループマネージャー、放射線・化学管理グループマネージャー、電気・制御グループマネージャー、及び機械グループマネージャーは、運転上の制限を満足していることを第3節（運転上の制限）第19条（停止余裕）から第71条（原子炉モードスイッチの切替を伴う検査）の第2項（以下、各条において「この規定第2項」という。）で定める事項により確認する。  なお、この確認は、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認（以下「実条件性能確認」という。）するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。）により行う。
8.	(ほう酸水注入系) 第24条 (中略)  2. ほう酸水注入系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。  (中略)  (5) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、ほう酸水注入ポンプの吐出圧力が表24-2に定める値であることを1ヶ月に1回確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることを確認する。  (6) 発電課長は、原子炉の状態が運転および起動において、主要な電動弁が開することを1ヶ月に1回確認する。また、動作確認後、動作確認に際し使用した弁が待機状態にあることを確認する。  (中略)  ※1：主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁及び電動弁並びに主要配管に接続する配管上の手動弁のうち一次弁をいう。ここでいう主要配管とは、ほう酸水注入系に期待されている機能を達成するためのほう酸水貯	(ほう酸水注入系) 第24条 (中略)  2. ほう酸水注入系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。  (中略)  (5) 発電課長は、原子炉の状態が運転および起動において、ほう酸水注入ポンプの吐出圧力が表24-2に定める値であることを1ヶ月に1回確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることを確認する。  (6) 発電課長は、原子炉の状態が運転および起動において、主要な電動弁が開することを1ヶ月に1回確認する。また、動作確認後、動作確認に際し使用した弁が待機状態にあることを確認する。  (中略)  ※1：主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁及び電動弁並びにこれらの配管に接続する配管上の手動弁のうち一次弁をいう。ここでいう主要配管とは、ほう酸水注入系に期待されている機能を達成	(ほう酸水注入系) 第24条 (中略)  2. ほう酸水注入系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。  (中略)  (5) 当直長は、原子炉の状態が運転および起動において、ほう酸水注入ポンプ運転中の吐出圧力が表24-2に定める値であることを及ぼ主要な電動弁が開することを1ヶ月に1回確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることを確認する。  (中略)  ※1：主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁及び電動弁並びにこれらの配管に接続する配管上の手動弁のうち一次弁をいう。ここでいう主要配管とは、ほう酸水注入系に期待されている機能を達成	(ほう酸水注入系) 第24条 原子炉の状態が運転および起動において、ほう酸水注入系は、表24-1に定める事項を運転上の制限とする。 2. ほう酸水注入系が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 課長（発電）は、定期検査停止時に、ほう酸水注入系の機能を確認する。 (2) 当直長は、定期検査停止後の原子炉起動前にほう酸水注入系の主要な手動弁と電動弁※1が原子炉の運転状態に応じた開閉状態であることを確認する。 (3) 課長（放射線管理）は、原子炉の状態が運転および起動において、ほう酸水濃度を1箇月に1回測定し、その結果を課長（発電）に通知する。 (4) 当直長は、原子炉の状態が運転および起動において、ほう酸水注入系貯蔵タンクの溶液量および温度が図24-1、2の範囲内にあることを、毎日1回確認する。 (5) 当直長は、原子炉の状態が運転および起動において、ほう酸水注入系注入ポンプ運転中の吐出圧力が表24-2に定める値であることを及ぼ主要な電動弁が開することを1箇月に1回確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることを確認する。 (中略)  ※1：主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁および電動弁ならびにこれら	(ほう酸水注入系) 第24条 変更なし

No	東京電力 HD (柏崎)	東北電力 (女川)	北陸電力 (志賀)	中国電力 (島根)	原電(東海第二)
	貯タンクからほう酸水注入ポンプまでの吸込配管及びほう酸水注入ポンプから原子炉圧力容器までの注入配管をいう。(主要な電動弁についても、第2項第5号においても同様。)	う酸水貯蔵タンクからほう酸水注入ポンプまでの吸込配管およびほう酸水注入ポンプから原子炉圧力容器までの注入配管をいう。(主要な電動弁については、第2項(6)についても同じ。)	するためのほう酸水貯蔵タンクからほう酸水注入ポンプまでの吸込配管及びほう酸水注入ポンプから原子炉圧力容器までの注入配管をいう。(主要な電動弁については、第2項(5)においても同じ。)	達成するための貯蔵タンクから注入ポンプまでの吸込配管および注入ポンプから原子炉圧力容器までの注入配管をいう。(主要な電動弁については、第2項(5)においても同じ。) (中略)	
9.	(非常用炉心冷却系その1) 第39条 〔6号炉及び7号炉〕  原子炉の状態が運転、起動及び高温停止 (原子炉隔離時冷却系及び自動減圧系について は原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上かつ 原子炉隔離時冷却系においては、原子炉起動時に実施する運転確認終了後)において、 非常用炉心冷却系は表39-1で定める事項 を運転上の制限とする。ただし、原子炉停止 時冷却系起動準備及び原子炉停止時冷却系の 運転中は、当該低圧注水系(格納容器スプレイ 冷却系)を動作不能とはみなさない。  (中略)  (原子炉隔離時冷却系) 第41条  〔1号炉、2号炉、3号炉、4号炉及び5号炉〕  原子炉の状態が運転、起動及び高温停止 (原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上かつ 原子炉起動時に実施する運転確認終了後) において、原子炉隔離時冷却系は表41-1で 定める事項を運転上の制限とする。  (中略)	(非常用炉心冷却系その1) 第39条 (変更なし)  原子炉の状態が運転、起動及び高温停止 (原子炉隔離時冷却系及び自動減圧系について は原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上かつ 原子炉隔離時冷却系においては原子炉起動時に実施する運転確認終了後)において、 非常用炉心冷却系は、表39-1で定める事項 を運転上の制限とする。ただし、原子炉停止 時冷却系の起動準備中及び原子炉停止時冷却系の 運転中は、当該低圧注水系、当該原子炉格納容器スプレイ冷却系※3の動作 不能とはみなさない。  (中略)  (原子炉隔離時冷却系) 第41条 〔1号炉〕  原子炉の状態が運転、起動及び高温停止 (原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上かつ 原子炉起動時に実施する運転確認終了後) において、原子炉隔離時冷却系は表41-1で 定める事項を運転上の制限とする。  (中略)	(非常用炉心冷却系その1) 第39条 〔2号炉〕  原子炉の状態が運転、起動及び高温停止 (原子炉隔離時冷却系及び自動減圧系について は原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上かつ 原子炉隔離時冷却系においては原子炉起動時に実施する運転確認終了後)において、 非常用炉心冷却系は、表39-1で定める事項 を運転上の制限とする。ただし、原子炉停止 時冷却系の起動準備中及び原子炉停止時冷却系の 運転中は、当該低圧注水系、当該原子炉格納容器スプレイ冷却系※3の動作 不能とはみなさない。  (中略)  (原子炉隔離時冷却系) 第41条 〔2号炉〕  原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、原子炉隔離時冷却系は、表41-1に定める事項を運転上の制限とする。※1  2. 原子炉隔離時冷却系が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 課長(第一発電)は、定期検査停止後の原子炉起動から定期事業者検査終了までの期間において、原子炉隔離時冷却系が模擬信号で作動することを確認する。 (2) 当直長は、定期検査停止後の原子炉起動前に、原子炉隔離時冷却系の主要な手動弁と電動弁が、原子炉の運転状態に応じた開閉状態および主要配管※2が満水であることを確認する。 (中略)	(原子炉隔離時冷却系) 第41条 〔2号炉〕  原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、原子炉隔離時冷却系は、表41-1に定める事項を運転上の制限とする。※1  2. 原子炉隔離時冷却系が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 運転管理グループマネージャーは、定期検査停止後の原子炉起動から定期事業者検査終了までの期間において、原子炉隔離時冷却系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を発電長に通知する。 (2) 発電長は、定期検査停止後の原子炉起動前に原子炉隔離時冷却系の主要な手動弁と電動弁が原子炉の状態に応じた開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。※2 (中略)  ※1：原子炉隔離時冷却系については、原子炉起動における試運転に係る調整を行っている場合、運転上の制限は適用しない。 ※2：(略) (以下略)	(原子炉隔離時冷却系) 第41条 〔2号炉〕  原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、原子炉隔離時冷却系は、表41-1に定める事項を運転上の制限とする。※1  2. 原子炉隔離時冷却系が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 運転管理グループマネージャーは、定期検査停止後の原子炉起動から定期事業者検査終了までの期間において、原子炉隔離時冷却系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を発電長に通知する。 (2) 発電長は、定期検査停止後の原子炉起動前に原子炉隔離時冷却系の主要な手動弁と電動弁が原子炉の状態に応じた開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。※2 (中略)  ※1：原子炉隔離時冷却系については、原子炉起動における試運転に係る調整を行っている場合、運転上の制限は適用しない。 ※2：(略) (以下略)
10.	(中央制御室非常用換気空調系) 第57条 (中略)  2. 中央制御室非常用換気空調系が前項で定め	(中央制御室非常用換気空調系) 第58条 (中略)  2. 中央制御室非常用換気空調系が前項で定め	(中央制御室換気空調再循環系) 第56条 (中略)  2. 中央制御室換気空調再循環系が前項で定め	(中央制御室非常用循環系) 第56条 (中略)  2. 中央制御室非常用循環系が、前項に定める	(中央制御室非常用換気空調系) 第57条 (中略)  2. 中央制御室非常用換気空調系が第1項で定め

No	東京電力 HD (柏崎)	東北電力 (女川)	北陸電力 (志賀)	中国電力 (島根)	原電(東海第二)
	<p>る運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転評価GMは、定事検停止時に、中央制御室非常用換気空調系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2) 化学管理GMは、定事検停止時に、中央制御室非常用換気空調系の総合除去効率が表5.7-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(3) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時※1又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、中央制御室非常用換気空調系ファンが起動すること及び中央制御室非常用換気空調系ダンパが動作可能であることを1ヶ月に1回確認する。</p>	<p>る運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気課長は、定事検停止時に、中央制御室非常用換気空調系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。</p> <p>(2) 放射線管理課長は、定事検停止時に、中央制御室非常用換気空調系の総合除去効率が表5.8-2に定める値であることを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。</p> <p>(3) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時※1または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、中央制御室非常用換気空調系送風機が起動すること、外気との隔離弁が閉すること及びフィルタ入口弁が開することを1ヶ月に1回確認する。</p>	<p>める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は、定事検停止時、中央制御室換気空調再循環系が模擬信号で作動することを確認する。</p> <p>(2) 機械修保課長は、定事検停止時、中央制御室換気空調再循環系のよう素用チャコールフィルタ総合除去効率が表5.6-2に定める値であることを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(3) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時※1または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、中央制御室換気空調再循環系送風機が起動することおよび中央制御室非常用循環系ダンパが動作可能であることを1箇月に1回確認する。</p>	<p>運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 課長（発電）は、定事検停止時に、中央制御室非常用循環系が模擬信号で作動することを確認する。</p> <p>(2) 課長（原子炉）および課長（3号機械）は、定事検停止時に、中央制御室非常用循環系の総合除去効率が表5.6-2に定める値であることを確認し、その結果を課長（発電）に通知する。</p> <p>(3) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時※1または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、中央制御室非常用循環系ファンが起動することおよび中央制御室非常用循環系ダンパが動作可能であることを1箇月に1回確認する。</p>	<p>める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転管理グループマネージャーは、定事検停止時に、中央制御室非常用換気空調系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を発電長に通知する。</p> <p>(2) 機械グループマネージャーは、定事検停止時に、中央制御室非常用換気空調系の総合除去効率が表5.7-2に定める値であることを確認し、その結果を発電長に通知する。</p> <p>(3) 発電長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時※1または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、中央制御室非常用循環系ファンが起動することおよび中央制御室非常用循環系ダンパが動作可能であることを1箇月に1回確認する。</p>
③燃料管理					
11.	(燃料の検査)	(燃料の検査)	(燃料の検査) 第8.0条	(燃料の検査)	(燃料の検査)
	<p>第8.1条 燃料GMは、定期事業者検査時に、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認するとともに、燃料の使用の可否を判断する。</p> <p>2. 第1項については、第8章の施設管理に基づき実施する。</p> <p>3. 燃料GMは、第1項の検査の結果、使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切ではないと判断した燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。</p> <p>4. 燃料GMは、第1項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、燃料取替機を使用する。</p>	<p>第8.2条 原子燃料課長は、定期事業者検査時に、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認するとともに、燃料の使用の可否を判断する。</p> <p>2. 第1項については、第8章の施設管理に基づき実施する。</p> <p>3. 原子燃料課長は、第1項の検査の結果、使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切ではないと判断した燃料については、破損燃料格納容器に収納する等の措置を講じる。</p> <p>4. 原子燃料課長は、第1項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、燃料取替機を使用する。</p>	<p>燃料炉心課長は、定期事業者検査時に、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認するとともに、燃料の使用の可否を判断する。</p> <p>2. 前項については、第8章の施設管理に基づき実施する。</p> <p>3. 燃料炉心課長は、第1項の検査の結果、使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切ではないと判断した燃料については、破損燃料格納容器に収納する等の措置を講じる。</p> <p>4. 燃料炉心課長は、第1項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、燃料取替機を使用する。</p>	<p>第8.0条 課長（燃料技術）は、定期事業者検査時に、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認するとともに、燃料の使用の可否を判断する。</p> <p>2. 第1項については、第8章の施設管理に基づき実施する。</p> <p>3. 課長（燃料技術）は、第1項の検査の結果、使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切ではないと判断した燃料については、破損燃料収納容器に収納する等の措置を講じる。</p> <p>4. 課長（燃料技術）は、第1項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、燃料取替機を使用する。</p>	<p>第8.1条 炉心・燃料グループマネージャーは、定期事業者検査時に、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認するとともに、燃料の使用の可否を判断する。</p> <p>2. 第1項については、第8章の施設管理に基づき実施する。</p> <p>3. 炉心・燃料グループマネージャーは、第1項の検査の結果、使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切ではないと判断した燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。</p> <p>4. 炉心・燃料グループマネージャーは、第1項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、燃料取替機を使用する。</p>
12.	(使用済燃料の貯蔵)	(使用済燃料の貯蔵)	(使用済燃料の貯蔵) 第8.4条	(使用済燃料の貯蔵)	(使用済燃料の貯蔵)
	<p>第8.5条 燃料GMは、発電所内において、使用済燃料（以下、照射された燃料を含む。）を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>（中略）</p>	<p>第8.6条 原子燃料課長は、使用済燃料（以下、本編において照射された燃料を含む。）を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>（中略）</p>	<p>燃料炉心課長は、使用済燃料貯蔵プールの目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示する。</p> <p>2. 発電課長は、原子炉から使用済燃料（以下、照射された燃料を含む。）を取り出して、使用済燃料貯蔵プールに貯蔵する場合、及び燃料炉心課長は、使用済燃料を使用済燃料貯蔵プール内を移動して貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p>	<p>第8.4条 課長（燃料技術）は、使用済燃料（以下、照射された燃料を含む。）を貯蔵する場合は、次の各号を遵守する。</p> <p>（中略）</p>	<p>第8.5条 炉心・燃料グループマネージャーは、発電所内において、使用済燃料（以下、照射された燃料を含む。）を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>（中略）</p>

No	東京電力 HD (柏崎)	東北電力 (女川)	北陸電力 (志賀)	中国電力 (島根)	原電(東海第二)
	(5) 使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切ではないと判断した使用済燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じること。 (中略)	(5) 使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切ないと判断した使用済燃料については、破損燃料格納容器に収納する等の措置を講じること。	3 燃料炉心課長は、使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切ではないと判断した使用済燃料については、破損燃料格納容器に収納する等の措置を講じること。 (中略)	(5) 使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切ではないと判断した使用済燃料については、破損燃料収納容器に収納する等の措置を講じること。 (中略)	(5) 使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切ではないと判断した使用済燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じること (以下略)
④燃料管理（取安）					
13.	(燃料取替実施計画)	(燃料の取替実施計画)	(燃料の取替実施計画) 第 81 条	(燃料の取替実施計画)	(燃料の取替実施計画)
	<p>第 82 条 燃料 GM は、原子炉運転のための燃料配置を変更する場合は、燃料を装荷するまでに取替炉心の配置及び燃料配置を変更する体制を燃料取替実施計画に定め、第 2 項に定める評価及び確認の結果を含めて原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。</p> <p>2. 燃料 GM は、取替炉心毎に原子炉の運転履歴及び燃料配置等の変動によって生じる炉心特性の変化を考慮し、原子炉設置（変更）許可申請書に基づき設定する制限値（燃料の熱・機械設計、核設計、熱水力設計、安定性および安全評価の解析入力値又は制限値に基づき設定）を満足することを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 第 1 項の燃料取替実施計画を定める前に、燃料を装荷した後の原子炉起動から次回定期事業者検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を所定の出力で運転できるように設定した取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果が制限値を満足していることを確認する。なお、評価には、妥当性を確認した計算コードを用いることとし、妥当性を確認する体制をあらかじめ定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 停止余裕</li> <li>b. 最小限界出力比</li> <li>c. 燃料棒最大線出力密度</li> <li>d. 燃料集合体最高燃焼度</li> <li>e. 燃料の出力履歴</li> <li>f. 核熱水力安定性（チャンネル水力学的安定性、炉心安定性及び領域安定性）</li> <li>g. 減速材ボイド係数</li> <li>h. スクラム反応度曲線</li> <li>i. 制御棒の最大反応度値<sup>※1</sup></li> <li>j. ほう酸水注入時の実効増倍率</li> </ul> <p>※1：制御棒の最大反応度値は、制御棒グループの設定やバンク引き抜き等によって燃料装荷パターンや炉心状態に限らず</p>	<p>第 83 条 原子燃料課長は、原子炉運転のための燃料配置を変更する場合は、燃料を装荷するまでに取替炉心の配置及び燃料配置を変更する体制を燃料取替実施計画に定め、第 2 項に定める評価および確認の結果を含めて原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。</p> <p>2. 燃料炉心課長は、取替炉心毎に原子炉の運転履歴及び燃料配置等の変動によって生じる炉心特性の変化を考慮し、原子炉設置（変更）許可申請書に基づき設定する制限値（燃料の熱・機械設計、核設計、熱水力設計、安定性および安全評価の解析入力値又は制限値に基づき設定）を満足することを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子力部長は、第 1 項の燃料取替実施計画を定める前に、燃料を装荷した後の原子炉起動から次回定期事業者検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を所定の出力で運転できるように設定した取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果が制限値を満足していることを確認する。なお、評価には、妥当性を確認した計算コードを用いることとし、妥当性を確認する体制をあらかじめ定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 停止余裕</li> <li>ロ 最小限界出力比</li> <li>ハ 燃料棒最大線出力密度</li> <li>ニ 燃料集合体最高燃焼度</li> <li>ホ 燃料の出力履歴</li> <li>ヘ 核熱水力安定性（チャンネル水力学的安定性、炉心安定性及び領域安定性）</li> <li>ト 減速材ボイド係数</li> <li>チ スクラム反応度曲線</li> <li>リ 制御棒の最大反応度値<sup>※1</sup></li> <li>ヌ ほう酸水注入時の実効増倍率</li> </ul> <p>※1：制御棒の最大反応度値は、制御棒グループの設定やバンク引き抜き等によって燃料配置や炉心状態に限らず基準を満足する手順を作成す</p>	<p>第 81 条 課長（燃料技術）は、原子炉運転のための燃料配置を変更する場合は、燃料を装荷するまでに取替炉心の配置および燃料配置を変更する体制を燃料取替実施計画に定め、第 2 項に定める評価および確認の結果を含めて原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。</p> <p>2. 課長（燃料技術）は、取替炉心ごとに原子炉の運転履歴および燃料配置等の変動によって生じる炉心特性の変化を考慮し、原子炉設置（変更）許可申請書に基づき設定する制限値（燃料の熱・機械設計、核設計、熱水力設計、安定性および安全評価の解析入力値又は制限値に基づき設定）を満足することを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 第 1 項の燃料取替実施計画を定める前に、燃料を装荷した後の原子炉起動から次回定期事業者検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を所定の出力で運転できるように設定した取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果が制限値を満足していることを確認する。なお、評価には、妥当性を確認した計算コードを用いることとし、妥当性を確認する体制をあらかじめ定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 停止余裕</li> <li>b. 最小限界出力比</li> <li>c. 燃料棒最大線出力密度</li> <li>d. 燃料集合体最高燃焼度</li> <li>e. 燃料の出力履歴</li> <li>f. 核熱水力安定性（チャンネル水力学的安定性、炉心安定性及び領域安定性）</li> <li>g. 減速材ボイド係数</li> <li>h. スクラム反応度曲線</li> <li>i. 制御棒の最大反応度値<sup>※1</sup></li> <li>j. ほう酸水注入時の実効増倍率</li> </ul> <p>※1：制御棒の最大反応度値は、制御棒グループの設定等によって燃料配置や炉心状態によらず基準を満足する手順を作成す</p>	<p>第 82 条 炉心・燃料グループマネージャーは、原子炉運転のための燃料配置を変更する場合は、燃料を装荷するまでに取替炉心の配置及び燃料配置を変更する体制を燃料取替実施計画に定め、第 3 項に定める確認の結果を含めて原子炉主任技術者の確認を得た上で所長の承認を得る。</p> <p>2. 発電管理室長は、取替炉心ごとに原子炉の運転履歴及び燃料配置等の変動によって生じる炉心特性の変化を考慮し、原子炉設置（変更）許可申請書に基づき設定する制限値（燃料の熱・機械設計、核設計、熱水力設計、安定性および安全評価の解析入力値又は制限値に基づき設定）を満足することを確認するため、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第 1 項の燃料取替実施計画を定める前に、燃料を装荷した後の原子炉起動から次回定期事業者検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を所定の出力で運転できるように設定した取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果が制限値を満足していることを確認する。なお、評価には、妥当性を確認した計算コードを用いることとし、妥当性を確認する体制をあらかじめ定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 反応度停止余裕</li> <li>b) 最小限界出力比</li> <li>c) 最大線出力密度</li> <li>d) 燃料集合体最高燃焼度</li> <li>e) 燃料の出力履歴</li> <li>f) 核熱水力安定性（チャンネル水力学的安定性、炉心安定性及び領域安定性）</li> <li>g) 減速材ボイド係数</li> <li>h) スクラム反応度曲線</li> <li>i) 制御棒の最大反応度値<sup>※1</sup></li> <li>j) ほう酸水注入時の実効増倍率</li> </ul> <p>※1：制御棒の最大反応度値は、制御棒グループの設定等によって燃料配置や炉心状態によらず基準を満足する手順を作成す</p>	

No	東京電力 HD (柏崎)	東北電力 (女川)	北陸電力 (志賀)	中国電力 (島根)	原電(東海第二)
	<p>基準を満足する手順を作成することが可能である。よって、取替炉心の安全性評価項目ではあるが燃料取替実施計画を定める前ではなく、制御棒引き抜き手順作成時に確認を行う。</p> <p>3. 燃料を装荷した後に、第2項で評価に用いた期間を延長する場合には、あらかじめ燃料GMは、その延長する期間も含め第2項に定める評価及び確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</p> <p>(中略)</p>	<p>手順を作成することが可能である。よって、取替炉心の安全性評価項目ではあるが燃料取替実施計画を定める前ではなく、制御棒操作手順作成時に確認を行う。</p> <p>3. 燃料を装荷した後に、第2項で評価に用いた期間を延長する場合には、あらかじめ原子力部長は、その延長する期間も含め第2項に定める評価を行い、その評価結果を原子燃料課長へ通知する。原子燃料課長は、その評価結果が、制限値を満足していることの確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、前項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</p> <p>(省略)</p>	<p>を満足する手順を作成することが可能である。よって、取替炉心の安全性評価項目ではあるが燃料取替実施計画を定める前ではなく、制御棒操作手順作成時に確認を行う。</p> <p>3. 燃料を装荷した後に、前項で評価に用いた期間を延長する場合には、あらかじめ燃料炉心課長は、その延長する期間も含め前項に定める評価及び確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、前項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</p> <p>(中略)</p>	<p>ず基準を満足する手順を作成することが可能である。よって、取替炉心の安全性評価項目ではあるが燃料取替実施計画を定める前ではなく、制御棒操作手順作成時に確認を行う。</p> <p>3. 燃料を装荷した後に、第2項で評価に用いた期間を延長する場合には、あらかじめ課長(燃料技術)は、その延長する期間も含め第2項に定める評価および確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</p> <p>(中略)</p>	<p>ることが可能である。よって、取替炉心の安全性評価項目ではあるが燃料取替基本計画を定める前ではなく、制御棒操作手順作成時に確認を行う。</p> <p>3. 所長は、前項の通知を受け、その評価結果が制限値を満足していることの確認を炉心・燃料グループマネージャーに指示する。炉心・燃料グループマネージャーは、所長の指示に基づき、その評価結果が制限値を満足していることを確認する。</p> <p>4. 燃料を装荷した後に第2項の評価に用いた期間を延長する場合には、あらかじめ発電管理室長は、その延長する期間も含め第2項に定める評価を行い、その評価結果を所長に通知する。所長は、その評価結果が制限値を満足していることの確認を炉心・燃料グループマネージャーに指示する。炉心・燃料グループマネージャーは、所長の指示に基づき、その評価結果が制限値を満足していることの確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</p>
⑥燃料管理：運搬関係	<p>14. (新燃料の運搬) 第79条 (中略)</p> <p>2. 燃料GMは、管理区域内において、新燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に</u>次の事項を確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 燃料GMは、管理区域外において、新燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に</u>第2項(1)から(3)に加え、次の事項を確認する。</p> <p>(中略)</p>	<p>(新燃料の運搬) 第80条 輸送・固体廃棄物管理課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合および新燃料を新燃料輸送容器に収納する場合は、原子炉建屋クレーンを使用する。</p> <p>2. 輸送・固体廃棄物管理課長は、管理区域内において、新燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に</u>次の事項を確認する。</p> <p>(1) 車両への積付けは、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。 (2) 法令に定める危険物と混載しないこと。 (3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。<sup>※1</sup></p> <p>3. 輸送・固体廃棄物管理課長は、管理区域外において、新燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に</u>第2項(1)から(3)に加え、次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入すること。<sup>※1</sup> (2) 容器および車両の適当な箇所に法令に定め</p>	<p>(新燃料の運搬) 第78条 (中略)</p> <p>2. 燃料炉心課長は、管理区域内において、新燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に</u>次の事項を確認する。</p> <p>(1) 車両への積付けに際しては、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。 (2) 法令に定める危険物と混載しないこと。 (3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。<sup>※1</sup></p> <p>3. 燃料炉心課長は、管理区域外において、新燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に</u>前項(1)から(3)に加え、次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入すること。<sup>※1</sup> (2) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定め</p>	<p>(新燃料の運搬) 第78条 課長(燃料技術)は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合および新燃料を新燃料輸送容器に収納する場合は、原子炉建物天井クレーンを使用する。</p> <p>2. 課長(燃料技術)は、管理区域内において新燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に</u>次の各号を確認する。</p> <p>(1) 車両への積付けは、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。 (2) 法令に定める危険物と混載しないこと。 (3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。<sup>※1</sup></p> <p>3. 課長(燃料技術)は、管理区域外において新燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に</u>第2項(1)から(3)に加え、次の各号を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入すること。<sup>※1</sup> (2) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定め</p>	<p>(新燃料の運搬) 第79条 炉心・燃料グループマネージャーは、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合および新燃料を新燃料輸送容器に収納する場合は、原子炉建屋クレーンを使用する。</p> <p>2. 炉心・燃料グループマネージャーは、管理区域内において新燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に</u>次の事項を確認する。</p> <p>(1) 車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。 (2) 法令に定める危険物と混載しないこと。 (3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。<sup>※1</sup></p> <p>3. 炉心・燃料グループマネージャーは、管理区域外において新燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に</u>第2項(1)から(3)に加え、次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入すること。<sup>※1</sup> (2) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定め</p>

No	東京電力 HD (柏崎)	東北電力 (女川)	北陸電力 (志賀)	中国電力 (島根)	原電(東海第二)	
	<p>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張り人を配置すること。</p> <p>(4) 車両を徐行させること。</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>4. 放射線管理GMは、第3項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器の表面の放射性物質の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する※1。ただし、第94条第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 放射線管理GMは、燃料GMが管理区域内で第94条第1項（1）に定める区域に新燃料を移動する場合は、移動前に新燃料を収納した新燃料輸送容器の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6. 燃料GMは、新燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するため、次の検査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 外観検査</li> <li>(2) 線量当量率検査</li> <li>(3) 未臨界検査</li> <li>(4) 吊上検査</li> <li>(5) 重量検査</li> <li>(6) 収納物検査</li> <li>(7) 表面密度検査</li> </ul> <p>7. 燃料GMは、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>8. 実用炉規則第88条第4項を適用している間は、本条は適用とならない。</p> <p>（中略）</p>	<p>定める標識を付けること。</p> <p>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張り人を配置すること。</p> <p>(4) 車両を徐行させること。</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>4. 放射線管理課長は、第3項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面の放射性物質の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する※1。ただし、第94条第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 放射線管理課長は、輸送・固体廃棄物管理課長が管理区域内で第94条第1項（1）に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6. 放射線安全課長は、燃料炉心課長が管理区域内で第92条（管理区域内における区域区分）第1項（1）に定める区域に新燃料を移動する場合は、移動前に新燃料を収納した新燃料輸送容器の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6. 輸送・固体廃棄物管理課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するために、次の検査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 外観検査</li> <li>(2) 線量当量率検査</li> <li>(3) 未臨界検査</li> <li>(4) 吊上検査</li> <li>(5) 重量検査</li> <li>(6) 収納物検査</li> <li>(7) 表面密度検査</li> </ul> <p>7. 輸送・固体廃棄物管理課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>8. 実用炉規則第88条第4項を適用している間は、本条は適用とならない。</p> <p>※1：発電所構外より発電所内に搬入される場合は、発送前確認をもって代えることができる。 (省略)</p>	<p>定める標識を付けること。</p> <p>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張り人を配置すること。</p> <p>(4) 車両を徐行させること。</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>4. 放射線安全課長は、前項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面の放射性物質の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する※1。ただし、第92条（管理区域内における区域区分）第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 放射線安全課長は、燃料炉心課長が管理区域内で第92条（管理区域内における区域区分）第1項（1）に定める区域に新燃料を移動する場合は、移動前に新燃料を収納した新燃料輸送容器の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6. 放射線安全課長は、燃料炉心課長が管理区域内で第92条（管理区域内における区域区分）第1項（1）に定める区域に新燃料を移動する場合は、移動前に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6. 燃料炉心課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するために、次の検査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 外観検査</li> <li>(2) 線量当量率検査</li> <li>(3) 未臨界検査</li> <li>(4) 吊上検査</li> <li>(5) 重量検査</li> <li>(6) 収納物検査</li> <li>(7) 表面密度検査</li> </ul> <p>7. 燃料炉心課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>8. 実用炉規則第88条第4項を適用している間は、本条は適用とならない。</p> <p>（中略）</p>	<p>定める標識を付けること。</p> <p>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張り人を配置すること。</p> <p>(4) 車両を徐行させること。</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>4. 課長（放射線管理）は、第3項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面の放射性物質の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する※1。ただし、第92条（管理区域内における区域区分）第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 課長（放射線管理）は、課長（燃料技術）が管理区域内で第92条（管理区域内における区域区分）第1項（1）に定める区域に新燃料を移動する場合は、移動前に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6. 課長（燃料技術）は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するために、次の検査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 外観検査</li> <li>(2) 線量当量率検査</li> <li>(3) 未臨界検査</li> <li>(4) 吊上検査</li> <li>(5) 重量検査</li> <li>(6) 収納物検査</li> <li>(7) 表面密度検査</li> </ul> <p>7. 課長（燃料技術）は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>8. 実用炉規則第88条第4項を適用している間は、本条は適用とならない。</p> <p>（中略）</p>	<p>定める標識を付けること。</p> <p>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張り人を配置すること。</p> <p>(4) 車両を徐行させること。</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>4. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第3項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面の放射性物質の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する※1。ただし、第92条（管理区域内における区域区分）第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 放射線・化学管理グループマネージャーは、管理区域内で第92条（管理区域内における区域区分）第1項（1）に定める区域に新燃料を移動する場合は、移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6. 炉心・燃料グループマネージャーは、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するため、次の検査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 外観検査</li> <li>(2) 線量当量率検査</li> <li>(3) 未臨界検査</li> <li>(4) 吊上検査</li> <li>(5) 重量検査</li> <li>(6) 収納物検査</li> <li>(7) 表面密度検査</li> </ul> <p>7. 炉心・燃料グループマネージャーは、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>8. 実用炉規則第88条第4項を適用している間は、本条は適用とならない。</p> <p>※1：発電所構外より発電所内に搬入される場合は、発送前確認をもって代えることができる。</p>	<p>定める標識を付けること。</p> <p>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張り人を配置すること。</p> <p>(4) 車両を徐行させること。</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>4. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第3項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面の放射性物質の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する※1。ただし、第92条（管理区域内における区域区分）第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 放射線・化学管理グループマネージャーは、管理区域内で第92条（管理区域内における区域区分）第1項（1）に定める区域に新燃料を移動する場合は、移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6. 炉心・燃料グループマネージャーは、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するため、次の検査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 外観検査</li> <li>(2) 線量当量率検査</li> <li>(3) 未臨界検査</li> <li>(4) 吊上検査</li> <li>(5) 重量検査</li> <li>(6) 収納物検査</li> <li>(7) 表面密度検査</li> </ul> <p>7. 炉心・燃料グループマネージャーは、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>8. 実用炉規則第88条第4項を適用している間は、本条は適用とならない。</p> <p>※1：発電所構外より発電所内に搬入される場合は、発送前確認をもって代えることができる。</p>
15.	(使用済燃料の運搬) 第86条	(使用済燃料の運搬) 第86条の2 原子燃料課長は、使用済燃料輸	(使用済燃料の運搬) 第85条	(使用済燃料の運搬) 第84条の2 課長（燃料技術）は、使用済燃	(使用済燃料の運搬) 第86条 炉心・燃料グループマネージャーは、	

No	東京電力 HD (柏崎)	東北電力 (女川)	北陸電力 (志賀)	中国電力 (島根)	原電(東海第二)
	(中略)	送容器から使用済燃料を取り出す場合は、使用済燃料プールにおいて、燃料交換機を使用する。		料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、燃料プールにおいて、燃料取替機を使用する。	使用済燃料輸送容器又は使用済燃料乾式貯蔵容器（以下、本条において「容器」という。）から使用済燃料を取り出す場合は、使用済燃料プールにおいて燃料取替機を使用する。
	2. 燃料GMは、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認し、使用済燃料プールにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。  (中略)	2. 原子燃料課長は、発電所内において使用済燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認し、使用済燃料プールにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。  (中略)	燃料炉心課長は、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。 (1) 法令に適合する容器を使用すること。 (2) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること。 (3) 使用済燃料のタイプ及び冷却期間が、容器の収納条件に適合している使用済燃料を選定すること。  2 燃料炉心課長は、前項（3）の選定結果を発電課長に通知する。 3 発電課長は、次の事項を遵守し、キャスクピットにおいて、使用済燃料を使用済燃料輸送容器に収納する。 (1) 燃料取替機を使用すること。 (2) 前項の通知に基づき使用済燃料を収納すること。 4 発電課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにおいて、燃料取替機を使用する。	2. 課長（燃料技術）は、発電所内において使用済燃料を運搬する場合は、運搬前に次の各号を確認し、燃料プールにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。 (中略)	2. 炉心・燃料グループマネージャーは、発電所内において使用済燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認し、使用済燃料プールにおいて容器に収納する。 (中略)
	3. 燃料GMは、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。ただし、管理区域内で運搬する場合については、（3）から（6）の適用を除く。  (中略)	3. 輸送・固体廃棄物管理課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器（以下、本条において「輸送物」という。）を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。ただし、管理区域内で運搬する場合については、（3）から（6）は適用とならない。 (1) 容器の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。 (2) 法令に定める危険物と混載しないこと。 (3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張り人を配置すること。 (4) 車両を徐行させること。 (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。 (6) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識をつけること。  4. 放射線管理課長は、輸送物を管理区域外において運搬する場合は、運搬前に容器等の線	5 燃料炉心課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。  (1) 容器の車両への積付けに際しては、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。 (2) 法令に定める危険物と混載しないこと。 (3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立ち入りを制限するとともに、必要な箇所に見張り人を配置すること。 (4) 車両を徐行させること。 (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。 (6) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。  6 放射線安全課長は、前項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める	3. 課長（燃料技術）は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、運搬前に次の各号を確認する。ただし、管理区域内で運搬する場合については、（3）から（6）の適用を除く。  (1) 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。 (2) 法令に定める危険物と混載しないこと。 (3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張り人を配置すること。 (4) 車両を徐行させること。 (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。 (6) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。	3. 炉心・燃料グループマネージャーは、発電所内において使用済燃料を収納した容器を管理区域外に運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。ただし、管理区域内で運搬する場合については、（3）から（6）の適用を除く。  (1) 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。 (2) 法令に定める危険物と混載しないこと。 (3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張り人を配置すること。 (4) 車両を徐行させること。 (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。 (6) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。
	4. 放射線管理課長は、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外において運搬す	4. 放射線安全課長は、前項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める	4. 課長（放射線管理）は、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外にお	4. 放射線・化学管理グループマネージャーは、使用済燃料を収納した容器を管理区域外にお	

No	東京電力 HD (柏崎)	東北電力 (女川)	北陸電力 (志賀)	中国電力 (島根)	原電(東海第二)
	<p>る場合は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第94条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 放射線管理GMは、燃料GMが管理区域内で第94条第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、<u>移動前に</u>容器の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6. 燃料GMは、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するよう、措置を講じる。</p> <p>7. 安全総括GMは、第4条に定める保安に関する組織のうち、使用済燃料の運搬に関する組織とは別の組織の者を、検査実施GMとして指名する。</p> <p>8. 検査実施GMは、自ら検査実施責任者となるか、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査の独立性確保を考慮し、検査実施責任者を指名する。</p> <p>9. 前項の検査実施責任者は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するために、次の検査を実施する。使用済燃料を他の号炉に運搬する場合にも同様の検査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 外観検査</li> <li>(2) 気密漏えい検査</li> <li>(3) 圧力測定検査</li> <li>(4) 線量当量率検査</li> <li>(5) 未臨界検査</li> <li>(6) 温度測定検査</li> <li>(7) 吊上検査</li> <li>(8) 重量検査</li> <li>(9) 収納物検査</li> <li>(10) 表面密度検査</li> </ul> <p>10. 燃料GMは、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>量当量率が法令に定める値を超えていないこととおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第94条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 放射線管理課長は、輸送・固体廃棄物管理課長が管理区域内で第94条第1項(1)に定める区域に輸送物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6. 輸送・固体廃棄物管理課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するよう、措置を講じる。</p> <p>7. 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、使用済燃料の運搬に関する組織以外の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>8. 前項の検査実施責任者は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するために、燃料炉心課とlt;br/&gt;は別の組織の者が実施する以下の検査結果を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 外観検査</li> <li>(2) 気密漏えい検査</li> <li>(3) 圧力測定検査</li> <li>(4) 線量当量率検査</li> <li>(5) 未臨界検査</li> <li>(6) 温度測定検査</li> <li>(7) 吊上検査</li> <li>(8) 重量検査</li> <li>(9) 収納物検査</li> <li>(10) 表面密度検査</li> </ul> <p>9. 輸送・固体廃棄物管理課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第92条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>7. 放射線安全課長は、燃料炉心課長が管理区域内で第92条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、<u>移動前に</u>容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8. 課長(放射線管理)は、課長(燃料技術)が管理区域内で第92条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、<u>移動前に</u>容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p>	<p>いて運搬する場合は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第92条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 課長(放射線管理)は、課長(燃料技術)が管理区域内で第92条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、<u>移動前に</u>容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6. 課長(燃料技術)は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するよう、措置を講じる。</p> <p>7. 検査総括責任者は、第4条に定める保安に関する組織のうち、使用済燃料の運搬に関する組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p>	<p>いて運搬する場合は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第92条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 放射線・化学管理グループマネージャーは、管理区域内で第94条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した容器を移動する場合は、<u>移動前に</u>容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p>
					<p>5. 放射線・化学管理グループマネージャーは、管理区域内で第94条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した容器を移動する場合は、<u>移動前に</u>容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6. 炉心・燃料グループマネージャーは、使用済燃料を収納した容器を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するための措置を講じ、検査を実施するグループマネージャー※1は当該措置が講じられていることを確認するため、次の検査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 外観検査</li> <li>(2) 気密漏えい検査</li> <li>(3) 圧力測定検査</li> <li>(4) 線量当量率検査</li> <li>(5) 未臨界検査</li> <li>(6) 温度測定検査</li> <li>(7) 吊上検査</li> <li>(8) 重量検査</li> <li>(9) 収納物検査</li> <li>(10) 表面密度検査</li> </ul> <p>7. 炉心・燃料グループマネージャーは、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>

No	東京電力 HD (柏崎)	東北電力 (女川)	北陸電力 (志賀)	中国電力 (島根)	原電(東海第二)
					8. 実用炉規則第88条第4項を適用している間は、本条は適用とならない。
<b>⑥6章放射性廃棄物管理</b>					
16.	(放射性廃棄物管理に係る基本方針)  第87条 発電所における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。	(放射性廃棄物管理に係る基本方針)  第87条 発電所における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。	(放射性廃棄物管理に係る基本方針)  第86条 発電所における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。	(放射性廃棄物管理に係る基本方針)  第85条 発電所における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。	(放射性廃棄物管理に係る基本方針)  第87条 発電所における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。
17.	(放出管理用計測器の管理)  第91条 各GMは、表91に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。なお、環境施設GMは排水モニタに限り、修理又は代替品を補充することができる。 (以下略)	(放出管理用計測器の管理)  第91条 放射線管理課長および計測制御課長は、表91に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。 (以下略)	(放出管理用計測器の管理)  第89条 放射線安全課長及び電気保修課長は、表89に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。 (中略)	(放出管理用計測器の管理)  第89条 課長(放射線管理)、課長(計装)および課長(3号電気)は、表89に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。 (中略)	(放出管理用計測器の管理)  第91条 放射線・化学管理グループマネージャー及び電気・制御グループマネージャーは、表91に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。 (以下略)
<b>⑦放射性廃棄物管理：運搬関係</b>					
18.	(放射性固体廃棄物の管理)  第88条 (中略)  5. 各GMは、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。 (中略)  (5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。 (6) 車両を徐行させること。 (7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。  6. 放射線管理GMは、第5項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第94条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。	(放射性固体廃棄物の管理)  第88条 (中略)  5. 各課長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。 (中略)  (5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。 (6) 車両を徐行させること。 (7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。  6. 放射線管理課長は、第5項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第92条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。	(放射性固体廃棄物の管理)  第86条の2 (中略)  5. 各課長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。 (中略)  (5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。 (6) 車両を徐行させること。 (7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。  6. 放射線安全課長は、前項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第92条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。	(放射性固体廃棄物の管理)  第86条 (中略)  5. 課長(放射線管理)または課長(燃料技術)は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。 (中略)  (5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。 (6) 車両を徐行させること。 (7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。  6. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第6項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第92条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。	(放射性固体廃棄物の管理)  第88条 (中略)  6. 各マネージャーは、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。 (中略)  (5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。 (6) 車両を徐行させること。 (7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。  7. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第6項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第94条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。

No	東京電力 HD (柏崎)	東北電力 (女川)	北陸電力 (志賀)	中国電力 (島根)	原電(東海第二)
	<p>7. 放射線管理 GMは、各 GMが管理区域内で第94条第1項（1）に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8. 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 環境GMは、埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</p> <p>(2) 環境GMは、発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</p> <p>(3) 環境GMは、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</p> <p>9. 環境GMは、放射性固体廃棄物を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>10. 環境GMは、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないこと。</p> <p>11. 放射線管理GMは、第9項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第94条第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>(中略)</p>	(中略)	(中略)	できる。 (中略)	の確認を省略できる。 (中略)
	<p>8. 輸送・固体廃棄物管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</p> <p>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</p> <p>(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</p> <p>9. 輸送・固体廃棄物管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>10. 輸送・固体廃棄物管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。</p> <p>11. 放射線管理課長は、第10項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第94条第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう。</p> <p>(省略)</p>	<p>8. 放射線安全課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</p> <p>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</p> <p>(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</p> <p>9. 放射線安全課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>10. 放射線安全課長は、前項の運搬において、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。</p> <p>11. 放射線安全課長は、第9項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第92条（管理区域内における区域区分）第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>(中略)</p>	<p>8. 課長（放射線管理）は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</p> <p>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</p> <p>(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</p> <p>9. 課長（放射線管理）は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>10. 課長（放射線管理）は、第9項の運搬において、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。</p> <p>11. 課長（放射線管理）は、第9項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第92条（管理区域内における区域区分）第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>(中略)</p>	<p>10. 放射線・化学管理グループマネージャーは、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</p> <p>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</p> <p>(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</p> <p>11. 放射線・化学管理グループマネージャーは、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>12. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第11項の運搬において、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。</p> <p>13. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第11項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第92条（管理区域内における区域区分）第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>(以下略)</p>	
⑧6章 放射性廃棄物管理					
19.	<p>【関西電力 (高浜)】 (輸入廃棄物の管理)</p> <p>第100条の5 原子燃料部門統括は、輸入廃棄物を廃棄物管理設備に廃棄する場合は、当該輸入廃棄物が法令で定める基準に適合したものであることを確実にする。</p> <p>2. 原子燃料部門統括は、輸入廃棄物が法令で定める基準に適合することを確認するため、</p>	<p>(放射性固体廃棄物の管理) 第288条（中略）</p> <p>1. 原子力部長は、輸入廃棄物を廃棄物管理設備に廃棄する場合は、当該輸入廃棄物が法令で定める基準に適合したものであることを確認する。</p> <p>2. 原子力部長は、第12項の廃棄において、輸入廃棄物の管理を実施する組織以外の</p>	<p>(輸入廃棄物の管理) 第86条の4</p> <p>原子力部長は、輸入廃棄物を廃棄物管理設備に廃棄する場合は、その輸入廃棄物が法令で定める基準に適合したものであることを確実にする。</p> <p>2. 原子力部長は、輸入廃棄物が法令で定める基準に適合することを確認するため、輸入廃</p>	<p>(放射性固体廃棄物の管理) 第86条（中略）</p> <p>12. 電源事業本部部長（原子力安全技術）は、輸入廃棄物を廃棄物管理設備に廃棄する場合は、当該輸入廃棄物が法令で定める基準に適合したものであることを確実にする。</p> <p>13. 電源事業本部部長（原子力安全技術）は、輸入廃棄物が法令で定める基準に適合するこ</p>	<p>(輸入廃棄物の管理) 第88条の4</p> <p>発電管理室長は、輸入廃棄物を廃棄物管理設備に廃棄する場合は、その輸入廃棄物が法令で定める基準に適合したものであることを確実にする。</p> <p>2. 発電管理室長は、前項において第4条に定める保安に関する組織のうち、発電管理室以</p>

No	東京電力 HD (柏崎)	東北電力 (女川)	北陸電力 (志賀)	中国電力 (島根)	原電(東海第二)
	輸入廃棄物の管理に関する業務を行う組織とは別の組織の者が検査実施責任者および検査員として実施する検査を統括する。	者を、検査実施責任者として指名する。	棄物の管理に関する業務を行う組織から組織的独立を確保した体制により実施する検査を統括する。	とを確認するため、輸入廃棄物の管理に関する業務を行う組織とは別の組織の者が検査実施責任者および検査員として実施する検査を統括する。	外の室に対して、その輸入廃棄物が法令で定める基準に適合したものであることを確認を依頼し、依頼を受けた室は当該確認を行う。
(⑨)7 章放射線管理					
20.	(放射線管理に係る基本方針)	(放射線管理に係る基本方針)	(放射線管理に係る基本方針) 第 9.1 条 発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。	(放射線管理に係る基本方針) 第 9.0 条 発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。	(放射線管理に係る基本方針) 第 9.2 条 発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。
21.	(放射線業務従事者の線量管理等)	(放射線業務従事者の線量管理等) 第 1.0.0 条 各 GM は、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講じることで放射線業務従事者の線量低減に努める。 2. 放射線安全 GM は、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を表 1.0.0 に定める項目および頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。	(放射線業務従事者の線量管理等) 第 1.9.8 条 各課長は、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講じることで放射線業務従事者の線量低減に努める。 2. 放射線安全課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を表 1.9.8 に定める項目、頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。	(放射線業務従事者の線量管理等) 第 1.9.8 条 各課長は、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講じることで放射線業務従事者の線量低減に努める。 2. 課長（放射線管理）は、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を表 1.9.8 に定める項目および頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。	(放射線業務従事者の線量管理等) 第 1.0.0 条 各マネージャーは、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講じることで放射線業務従事者の線量低減に努める。 2. 放射線・化学管理グループマネージャーは、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を表 1.0.0 に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。 (以下略)
22.	(平常時の環境放射線モニタリング)	(平常時の環境放射線モニタリング) 第 1.0.2 条 放射線安全 GM は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。	(平常時の環境放射線モニタリング) 第 1.0.0 条の 2 放射線安全課長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。	(平常時の環境放射線モニタリング) 第 1.0.0 条 課長（放射線管理）は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。	(平常時の環境放射線モニタリング) 第 1.0.1 条の 2 放射線・化学管理グループマネージャーは、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。 (以下略)
23.	(放射線計測器類の管理)	(放射線計測器類の管理) 第 1.0.3 条 各 GM は、表 1.0.3 に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となつた場合は、修理又は代替品を補充する。 (省略)	(放射線計測器類の管理) 第 1.0.1 条 放射線安全課長及び電気保修課長は、表 1.0.1 に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となつた場合は、修理又は代替品を補充する。 (中略)	(放射線計測器類の管理) 第 1.0.1 条 課長（放射線管理）、課長（計装）および課長（3号電気）は、表 1.0.1 に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となつた場合は、修理または代替品を補充する。	(放射線計測器類の管理) 第 1.0.3 条 放射線・化学管理グループマネージャー及び電気・制御グループマネージャーは、表 1.0.3 に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となつた場合は、修理または代替品を補充する。
24.	(管理区域外等への搬出及び運搬) 第 1.0.4 条 (中略)	(管理区域外等への搬出および運搬) 第 1.0.4 条 放射線管理課長は、各課長が管理区域外に搬出する物品または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。	(管理区域外等への搬出及び運搬) 第 1.0.2 条 放射線安全課長は、室長及び各課長が管理区域外に搬出する物品又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。	(管理区域外等への搬出および運搬) 第 1.0.2 条 課長（放射線管理）は、各課長が管理区域外に搬出する物品または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。	(管理区域外等への搬出及び運搬) 第 1.0.4 条 放射線・化学管理グループマネージャーは、各マネージャーが管理区域外に搬出する物品又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。

No	東京電力 HD (柏崎)	東北電力 (女川)	北陸電力 (志賀)	中国電力 (島根)	原電(東海第二)
	<p>2. 各GMは、管理区域外に核燃料物質等（第79条、第86条及び第88条に定めるものを除く。以下、本条において同様。）を運搬する場合、又は船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、第88条第5項を準用する。</p> <p>3. 放射線管理GMは、第2項の運搬において、<u>運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと</u>及び<u>容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する</u>。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>（中略） （省略）</p>	<p>2. 各課長は管理区域外に核燃料物質等（第80条、<u>第86条の2</u>および第88条に定めるものを除く。以下、本条において同様。）を運搬する場合、または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、第88条第5項を準用する。</p> <p>3. 放射線管理課長は、第2項の運搬において、<u>運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと</u>及び<u>容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する</u>。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>（中略） （省略）</p>	<p>2. 各課長は、管理区域外に核燃料物質等（第78条（新燃料の運搬）、第85条（使用済燃料の運搬）及び第86条の2（放射性固体廃棄物の管理）に定めるものを除く。以下、本条において同じ。）を運搬する場合は、第86条の2（放射性固体廃棄物の管理）第5項を準用する。</p> <p>3. 放射線安全課長は、前項の運搬において、<u>運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと</u>及び<u>容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する</u>。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>（中略） （中略）</p>	<p>2. 各課長は、管理区域外に核燃料物質等（第78条（新燃料の運搬）、<u>第84条の2</u>（使用済燃料の運搬）および第86条（放射性固体廃棄物の管理）に定めるものを除く。以下、本条において同じ。）を運搬する場合、または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、第86条（放射性固体廃棄物の管理）第6項を準用する。</p> <p>3. 課長（放射線管理）は、前項の運搬において、<u>運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと</u>及び<u>容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する</u>。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>（中略） （中略）</p>	<p>は、この限りでない。</p> <p>2. 各マネージャーは、管理区域外に核燃料物質等（第79条（新燃料の運搬）、第86条（使用済燃料の運搬）及び第88条（放射性固体廃棄物の管理）に定めるものを除く。以下、本条において同じ。）を運搬する場合、又は船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、第88条（放射性固体廃棄物の管理）第6項を準用する。</p> <p>3. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第2項の運搬において、<u>運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと</u>及び<u>容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する</u>。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>（中略） （中略）</p>
25.	<p>（発電所外への運搬） 第105条 各GMは、核燃料物質等（第79条、第86条及び第88条に定めるものを除く。）を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>2. 各GMは、運搬にあたっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。</p> <p>3. 各GMは、運搬前に次の事項を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）法令に適合する容器に封入されていること。</li> <li>（2）法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないこと。</li> <li>（3）L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を行うこと。</li> <li>（4）A型輸送物若しくはB M型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置を講じること。</li> </ul> <p>4. 放射線管理GMは、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認</p>	<p>（発電所外への運搬） 第105条 各課長は、核燃料物質等（第80条、<u>第86条の2</u>および第88条に定めるものを除く。以下、本条において同じ。）を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>2. 各課長は、運搬にあたっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。</p> <p>3. 各課長は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）法令に適合する容器に封入されていること。</li> <li>（2）法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。</li> <li>（3）L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を行うこと。</li> <li>（4）A型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。</li> </ul> <p>4. 放射線安全課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。</p>	<p>（発電所外への運搬） 第103条 各課長は、核燃料物質等（第78条（新燃料の運搬）、<u>第84条の2</u>（使用済燃料の運搬）および第86条（放射性固体廃棄物の管理）に定めるものを除く。）を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>2. 各課長は、運搬にあたっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。</p> <p>3. 各課長は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）法令に適合する容器に封入されていること。</li> <li>（2）法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。</li> <li>（3）L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を行っていること。</li> <li>（4）A型輸送物もしくはB M型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。</li> </ul> <p>4. 各課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。</p>	<p>（発電所外への運搬） 第105条 各マネージャーは、核燃料物質等（第79条（新燃料の運搬）、第86条（使用済燃料の運搬）及び第88条（放射性固体廃棄物の管理）に定めるものを除く。）を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>2. 各マネージャーは、運搬にあたっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。</p> <p>3. 各マネージャーは、運搬前に次の事項を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）法令に適合する容器に封入されていること。</li> <li>（2）法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないこと。</li> <li>（3）L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を行うこと。</li> <li>（4）A型輸送物もしくはB M型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置を講じること。</li> </ul> <p>4. 放射線・化学管理グループマネージャーは、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略で</p>	<p>（発電所外への運搬） 第105条 各マネージャーは、核燃料物質等（第79条（新燃料の運搬）、第86条（使用済燃料の運搬）及び第88条（放射性固体廃棄物の管理）に定めるものを除く。）を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>2. 各マネージャーは、運搬にあたっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。</p> <p>3. 各マネージャーは、運搬前に次の事項を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）法令に適合する容器に封入されていること。</li> <li>（2）法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないこと。</li> <li>（3）L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を行うこと。</li> <li>（4）A型輸送物もしくはB M型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置を講じること。</li> </ul> <p>4. 放射線・化学管理グループマネージャーは、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚</p>

No	東京電力 HD (柏崎)	東北電力 (女川)	北陸電力 (志賀)	中国電力 (島根)	原電(東海第二)	
	を省略できる。	確認を省略できる。	を省略できる。	きる。	染密度についての確認を省略できる。	
⑪8章施設管理						
26. <u>(施設管理計画)</u>	<u>(施設管理計画)</u> 第107条 原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。	<u>(施設管理計画)</u> 第107条 原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項および「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。	<u>(施設管理計画)</u> 第106条 原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項および「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下、「技術基準規則」という。）を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。	<u>(施設管理計画)</u> 第106条 原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項および「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下、「技術基準規則」という。）を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。施設管理に関する業務を確実に実施するために、「施設管理要領」に従い実施する。また、組織は、施設管理の業務に必要な文書を「文書・記録管理基本要領」に従い品質マネジメントシステムの文書として作成・管理し、施設管理の業務を実施する。	<u>(施設管理計画)</u> 第107条 原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、次の施設管理計画を定める。	
	<p><b>【施設管理計画】</b></p> <p>1. <u>用語の定義</u></p> <p>保全：プラントの運転に関わる設備の機能を確認、維持又は向上させる活動。原子炉施設の安全確保を前提に、電力の供給信頼性を維持するとの観点から設備の重要度合いに応じて、効率性、経済性を考慮しながら行われるもので、設計、点検、巡視、工事を含む。</p> <p>工事：補修、取替え及び改造の総称であり、建設、使用前点検を含む。</p> <p>作業管理：保全のうち設計を除く点検、巡視、工事等のための作業の管理。</p>	<p>1. <u>用語の定義</u></p> <p>設備主管課長：課長（品質保証）、総務課長、課長（発電）、課長（核物質防護）および課長（建設管理）を除く各課長</p> <p>保全：プラントの運転に関わる設備の機能を確認、維持または向上させる活動。原子炉施設の安全確保を前提に、電力の供給信頼性を維持するとの観点から設備の重要度合いに応じて、効率性、経済性を考慮しながら行われるもので、設計、点検、巡視、工事を含む。</p> <p>工事：補修、取替えおよび改造の総称であり、建設、使用前点検を含む。</p> <p>作業管理：保全のうち設計を除く点検、巡視、工事等のための作業の管理。</p>	<p>1. <u>用語の定義</u></p> <p>設備主管課長：課長（品質保証）、総務課長、課長（発電）、課長（核物質防護）および課長（建設管理）を除く各課長</p> <p>保全：プラントの運転に関わる設備の機能を確認、維持または向上させる活動。原子炉施設の安全確保を前提に、電力の供給信頼性を維持するとの観点から設備の重要度合いに応じて、効率性、経済性を考慮しながら行われるもので、設計、点検、巡視、工事を含む。</p> <p>工事：補修、取替えおよび改造の総称であり、建設、使用前点検を含む。</p> <p>作業管理：保全のうち設計を除く点検、巡視、工事等のための作業の管理。</p>	<p>1. <u>用語の定義</u></p> <p>監視測定および分析基本要領</p> <p>施設管理の実施方針及び施設管理目標</p> <p>（1）社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るために、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、12.の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（7.3参照）を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。</p> <p>（2）さらに、第107条の6に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合には、長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理の実施方針に反映する。</p> <p>（3）組織は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るために施設管理目標を設定する。また、11.の施設管理の有効性評価の結果および施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</p>	<p>1. <u>用語の定義</u></p> <p>監視測定および分析基本要領</p> <p>施設管理の実施方針及び施設管理目標</p> <p>（1）社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るために、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、11.の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。</p> <p>（2）さらに、第106条の6に定める長期施設管理方針を策定または変更した場合には、長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理の実施方針に反映する。</p> <p>（3）所長は、「監視測定および分析基本要領」で定めた手順により、社達で周知された施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るために施設管理目標を設定する。また、11.の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</p>	<p>1. <u>用語の定義</u></p> <p>監視測定および分析基本要領</p> <p>施設管理の実施方針及び施設管理目標</p> <p>（1）社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るために、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、11.の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。</p> <p>（2）さらに、第107条の6に定める長期施設管理方針を策定または変更した場合には、長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理の実施方針に反映する。</p> <p>（3）組織は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るために施設管理目標を設定する。また、11.の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</p>

No	東京電力 HD (柏崎)	東北電力 (女川)	北陸電力 (志賀)	中国電力 (島根)	原電(東海第二)
	<p>3. 保全プログラムの策定 組織は、<u>2. の施設管理目標を達成するため</u> 4. より 11. からなる保全プログラムを策定する。また、12. の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>4. 保全対象範囲の策定 組織は、<u>原子炉施設の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(3) 原子炉設置（変更）許可申請書及び設計及び工事計画認可申請書で保管又は設置要求があり、許可又は認可を得た設備</p> <p>(中略)</p> <p>5. 施設管理の重要度の設定 組織は、<u>4. の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の施設管理の重要度として点検に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）と設計及び工事に用いる重要度を設定する。</u></p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度に基づき、<u>確率論的リスク評価</u>から得られるリスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。 なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、<u>確率論的リスク評価</u>から得られるリスク情報、<u>運転経験等</u>を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)または(2)に基づき設定する。</p> <p>(4) 設計及び工事に用いる重要度は、<u>原子炉施設の安全性を確保するため、重要度分類</u></p>	<p>2. 保全プログラムの策定 組織は、<u>1. の施設管理目標を達成するため</u> 3. より 10. からなる保全プログラムを策定する。 また、<u>11. の施設管理の有効性評価の結果および施設管理を行う観点から特別な状態（6.3 参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</u></p> <p>3. 保全対象範囲の策定 組織は、<u>原子炉施設の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(3) 原子炉設置（変更）許可申請書ならびに設計及び工事計画認可申請書で保管または設置要求があり、許可または認可を得た設備</p> <p>(中略)</p> <p>4. 施設管理の重要度の設定 組織は、<u>3. の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の施設管理の重要度として点検に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）と設計及び工事に用いる重要度を設定する。</u></p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、<u>重要度分類指針の重要度に基づき確率論的リスク評価</u>から得られるリスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。 なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、<u>確率論的リスク評価</u>から得られるリスク情報、<u>運転経験等</u>を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。</p> <p>(4) 設計及び工事に用いる重要度は、<u>原子炉施設の安全性を確保するため、重要度分類</u></p>	<p>2. 保全プログラムの策定 原子力運営組織は、<u>1. の施設管理目標を達成するため</u> 3. より 10. からなる保全プログラムを策定する。 また、<u>11. の施設管理の有効性評価の結果および施設管理を行う観点から特別な状態（6.3 参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</u></p> <p>3. 保全対象範囲の策定 原子力運営組織は、<u>原子炉施設の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各号の設備を選定する。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(3) 原子炉設置（変更）許可申請書および設計及び工事計画認可申請書で保管または設置要求があり、許可または認可を得た設備</p> <p>(中略)</p> <p>4. 施設管理の重要度の設定 原子力運営組織は、<u>3. の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にしたうえで、構築物、系統及び機器の施設管理の重要度として点検に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）と設計及び工事に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）と設計及び工事に用いる重要度を設定する。</u></p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度に基づき、<u>確率論的リスク評価</u>から得られるリスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。 なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、<u>確率論的リスク評価</u>から得られるリスク情報、<u>運転経験等</u>を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)または(2)に基づき設定する。</p> <p>(4) 設計及び工事に用いる重要度は、<u>原子炉施設の安全性を確保するため、重要度分類</u></p>	<p>の見直しを行う。</p> <p>3. 保全プログラムの策定 組織は、<u>2. の施設管理目標を達成するため</u> 4. より 11. からなる保全プログラムを策定する。また、12. の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>4. 保全対象範囲の策定 課長（<u>保修技術</u>）は、「<u>点検計画作成・運用手順書</u>」に基づき原子炉施設の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定し、<u>保修部長の確認、所長の承認を得て、設備主管課長に周知する。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(3) 原子炉設置（変更）許可申請書および設計及び工事計画認可申請書で保管及び設置要求があり、許可又は認可を得た設備</p> <p>(中略)</p> <p>5. 施設管理の重要度の設定 課長（<u>保修技術</u>）は、「<u>点検計画作成・運用手順書</u>」に基づき、<u>4. の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の施設管理の重要度として点検に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）と設計及び工事に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）と設計及び工事に用いる重要度を設定し、<u>保修部長の確認、所長の承認を得て、設備主管課長に周知する。</u> また、<u>設備主管課長は、「<u>施設管理要領</u>」に基づき、<u>設計および工事の重要度を設定し、保修部長の確認、所長の承認を得る。</u></u></u></p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度に基づき、<u>確率論的リスク評価</u>から得られるリスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。 なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、<u>確率論的リスク評価</u>から得られるリスク情報、<u>運転経験等</u>を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)または(2)に基づき設定する。</p> <p>(4) 設計及び工事に用いる重要度は、<u>原子炉施設の安全性を確保するため、重要度分類</u></p>	<p>2. 保全プログラムの策定 組織は、<u>1. の施設管理目標を達成するため</u> 3. より 10. からなる保全プログラムを策定する。 また、<u>11. の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態（6.3 参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</u></p> <p>3. 保全対象範囲の策定 組織は、<u>原子炉施設の中から、保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(3) 原子炉設置（変更）許可申請書及び設計及び工事計画認可申請書で保管及び設置要求があり、許可又は認可を得た設備</p> <p>(中略)</p> <p>4. 施設管理重要度の設定 組織は、<u>3. の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の施設管理の重要度として点検に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）と設計及び工事に用いる重要度を設定する。</u></p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度に基づき、<u>確率論的リスク評価</u>から得られるリスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。 なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、<u>確率論的リスク評価</u>から得られるリスク情報、<u>運転経験等</u>を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。</p> <p>(4) 設計及び工事に用いる重要度は、<u>原子炉施設の安全性を確保するため、重要度分類</u></p>

No	東京電力 HD（柏崎）	東北電力（女川）	北陸電力（志賀）	中国電力（島根）	原電(東海第二)	
	<p>指針の重要度等を組み合わせて設定する。</p> <p>(5) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p> <p>6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために5.の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベル及び系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a) プラントレベルの保全活動管理指標            (中略)            i. 7 000 階界時間あたりの計画外自動・手動スクラム回数</p> <p>(中略)</p> <p>b) 系統レベルの保全活動管理指標            系統レベルの保全活動管理指標として、5.(1)の施設管理の重要度の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2及びリスク重要度の高い系統機能に対して以下のものを設定する。            (中略)</p> <p>ii. 非待機（UA）時間※1            ※1：非待機（UA）時間については、待機状態にある機能及び待機状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する（以下、本条において同じ。）。</p> <p>(中略)</p> <p>(中略)</p>	<p>類指針の重要度等に基づき設定する。</p> <p>(5) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p> <p>5. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視</p> <p>(1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために、4.の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベルおよび系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a. プラントレベルの保全活動管理指標            プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。            ① 7 000 階界時間あたりの計画外自動・手動スクラム回数</p> <p>(中略)</p> <p>b. 系統レベルの保全活動管理指標            系統レベルの保全活動管理指標として、4.(1)の施設管理の重要度の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2およびリスク重要度の高い系統機能に対して以下のものを設定する。</p> <p>(中略)</p>	<p>指針の重要度等を組み合わせて設定する。</p> <p>(5) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p> <p>5. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視</p> <p>(1) 発電所組織は、保全の有効性を監視、評価するために4.の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベル及び系統レベルの保全活動管理指標を設定し、保修部長の確認、所長の承認を得て、設備主管課長に周知する。</p> <p>a. プラントレベルの保全活動管理指標            プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。            (a) 7 000 階界時間あたりの計画外自動・手動スクラム回数</p> <p>(中略)</p> <p>b. 系統レベルの保全活動管理指標            系統レベルの保全活動管理指標として、4.(1)の施設管理の重要度の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2及びリスク重要度の高い系統機能に対して以下のものを設定する。</p> <p>(中略)</p> <p>(b) 非待機（UA）時間※1            ※1：非待機（UA）時間について            是、待機状態にある機能及び待機状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する（以下、本条において同じ。）。</p>	<p>類指針の重要度等を組み合わせて設定する。</p> <p>(5) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p> <p>6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>組織は、「保全活動管理指標設定および監視手順書」に基づき、下記の業務を行う。</p> <p>(1) 課長（保修技術）は、保全の有効性を監視、評価するために5.の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベルおよび系統レベルの保全活動管理指標を設定し、保修部長の確認、所長の承認を得て、設備主管課長に周知する。</p> <p>a. プラントレベルの保全活動管理指標            プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。            (a) 7 000 階界時間あたりの計画外自動・手動スクラム回数</p> <p>(中略)</p> <p>b. 系統レベルの保全活動管理指標            系統レベルの保全活動管理指標として、5.(1)の施設管理の重要度の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2およびリスク重要度の高い系統機能に対して以下のものを設定する。</p> <p>(中略)</p>	<p>指針の重要度等を組み合わせて設定する。</p> <p>(5) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p> <p>5. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために4.の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベル及び系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a) プラントレベルの保全活動管理指標            プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。            ①7,000 階界時間あたりの計画外自動・手動スクラム回数</p> <p>(中略)</p> <p>b) 系統レベルの保全活動管理指標            系統レベルの保全活動管理指標として、4.(1)の施設管理重要度の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2及びリスク重要度の高い系統機能に対して以下のものを設定する。</p> <p>(中略)</p>	<p>(2) 組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、10.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>(2) 発電所組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、10.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 各課長（総務課長、課長（核物質防護）を除く。）は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報を採取および監視を実施し、その結果を課長（保修技術）に通知</p>

No	東京電力 HD (柏崎)	東北電力 (女川)	北陸電力 (志賀)	中国電力 (島根)	原電(東海第二)
	<p>7. 保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、4. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関するこことを含める。</p> <p>(中略)</p> <p>b) 設計及び工事の計画 (7. 2 参照)</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、5. の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>(中略)</p>	<p>にある機能および待機状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する。</p> <p>6. 保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、3. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期および期間に関するこことを含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 点検計画 (6. 1 参照)</li> <li>b. 設計および工事の計画 (6. 2 参照)</li> <li>c. 特別な保全計画 (6. 3 参照)</li> </ul> <p>(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、4. の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、10. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>(中略)</p>	<p>6. 保全計画の策定</p> <p>(1) 原子力運営組織は、3. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期および期間に関するこことを含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 点検の計画 (7. 1 参照)</li> <li>b. 設計および工事の計画 (7. 2 参照)</li> <li>c. 特別な保全計画 (7. 3 参照)</li> </ul> <p>(2) 設備主管課長は、保全計画の策定にあたって、4. の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、10. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 運転実績、事故及び故障事例などの運転経験</li> <li>b. 使用環境及び設置環境</li> <li>c. 劣化、故障モード</li> <li>d. 機器の構造等の設計的知見</li> <li>e. 科学的知見</li> </ul> <p>(3) 原子力運営組織は、保全の実施段階での原子炉の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p>	<p>する。</p> <p>(中略)</p> <p>7. 保全計画の策定</p> <p>(1) 設備主管課長は、4. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期および期間に関するこことを含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 点検の計画 (7. 1 参照)</li> <li>b. 設計および工事の計画 (7. 2 参照)</li> <li>c. 特別な保全計画 (7. 3 参照)</li> </ul> <p>(2) 設備主管課長は、保全計画の策定にあたって、5. の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、9. 保全の結果の確認・評価、10. 不適合管理、是正処置および未然防止処置の結果を踏まえ保全計画の継続的な見直しを行う。さらに、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の継続的な見直しを行う。</p> <p>(中略)</p>	<p>6. 保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、3. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期および期間に関するこことを含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 点検計画 (6. 1 参照)</li> <li>b) 設計及び工事の計画 (6. 2 参照)</li> <li>c) 特別な保全計画 (6. 3 参照)</li> </ul> <p>(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、4. の施設管理重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、10. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 運転実績、事故及び故障事例などの運転経験</li> <li>b) 使用環境及び設置環境</li> <li>c) 劣化、故障モード</li> <li>d) 機器の構造等の設計的知見</li> <li>e) 科学的知見</li> </ul> <p>(3) 組織は、保全の実施段階での原子炉の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p>
	<p>7.1 点検計画の策定</p> <p>(中略)</p>	<p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(中略)</p>	<p>6. 1 点検計画の策定</p> <p>(1) 発電所組織は、原子炉停止中又は運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 発電所組織は、構築物、系統及び機器の適切な単位毎に、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 発電所組織は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 時間基準保全 点検を実施する時期までに、次の事項を定める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 点検の具体的方法</li> <li>(b) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</li> </ul> </li> </ul>	<p>7. 1 点検の計画策定</p> <p>設備主管課長は、「点検計画作成・運用手順書」に基づき、下記の業務を行う。</p> <p>(中略)</p>	<p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(中略)</p>

No	東京電力 HD (柏崎)	東北電力 (女川)	北陸電力 (志賀)	中国電力 (島根)	原電(東海第二)
	<p>(4) 組織は、点検を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査<sup>*2</sup>により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a) 事業者検査の具体的方法 b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目、評価方法及び管理基準 c) 事業者検査の実施時期</p> <p>※2：事業者検査とは、点検及び工事に伴うリリースのため、点検及び工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第107条の4による使用前事業者検査および第107条の5による定期事業者検査をいう（以下、本条において同じ。）。</p> <p>7.2 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 組織は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、安全上重要な機器及び構造物の工事を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き<sup>*3</sup>の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 組織は、原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p>	<p>(4) 組織は、点検を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査<sup>*2</sup>により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 事業者検査の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目、評価方法および管理基準 c. 事業者検査の実施時期</p> <p>※2：事業者検査とは、点検および工事に伴うリリースのため、点検および工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第107条の4による使用前事業者検査および第107条の5による定期事業者検査をいう（以下、本条において同じ。）。</p> <p>6.2 設計および工事の計画の策定</p> <p>(1) 組織は、設計および工事を実施する場合は、あらかじめその方法および実施時期を定めた設計および工事の計画を策定する。また、安全上重要な機器等の工事を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き<sup>*3</sup>の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 組織は、原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p>	<p>(中略)</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>(中略)</p> <p>(c) 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。 イ. 定例試験の具体的方法 ロ. 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 発電所組織は、点検を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮し得る状態にあることを事業者検査<sup>*2</sup>により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 事業者検査の具体的方法 b. 所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目、評価方法および管理基準 c. 事業者検査の実施時期</p> <p>※2：事業者検査とは、点検および工事に伴うリリースのため、点検および工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第106条の4による使用前事業者検査および第106条の5による定期事業者検査をいう（以下、本条において同じ。）。</p> <p>6. 2 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 原子力運営組織は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法および実施時期を定めた設計および工事の計画を策定する。また、安全上重要な機器等の工事を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き<sup>*3</sup>の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 発電所組織は、原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p>	<p>(5) 検査実施責任者は、点検を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮し得る状態にあることを事業者検査<sup>*2</sup>により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 事業者検査の具体的方法 b. 所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目、評価方法および管理基準 c. 事業者検査の実施時期</p> <p>※2：事業者検査とは、点検および工事に伴うリリースのため、点検および工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第106条の4による使用前事業者検査および第106条の5による定期事業者検査をいう（以下、本条において同じ。）。</p> <p>7. 2 設計および工事の計画の策定</p> <p>(1) 設備主管課長は、設計および工事を実施する場合、あらかじめその方法および実施時期を定めた設計および工事の計画を策定し、所管する部長の確認、所長の承認を得て、課長（保修管理）に通知する。また、設備主管課長は、安全上重要な機器の工事を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き<sup>*3</sup>の要否について確認を行い、法令に基づく必要な手続きの要否およびその内容（手続きが不要と判断した場合、その理由を含む。）を記録する。</p> <p>(2) 設備主管課長は、原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p>	<p>(4) 組織は、点検を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮し得る状態にあることを事業者検査<sup>*2</sup>により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a) 事業者検査の具体的方法 b) 所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目、評価方法および管理基準 c) 事業者検査の実施時期</p> <p>※2：事業者検査とは、点検及び工事に伴うリリースのため、点検及び工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第107条の4（使用前事業者検査の実施）による使用前事業者検査および第107条の5（定期事業者検査の実施）による定期事業者検査をいう（以下、本条において同じ。）。</p> <p>6.2 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 組織は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、安全上重要な機器等の工事について、法令に基づく必要な手続き<sup>*4</sup>の有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む。）について確認を行い、法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む。）の確認結果を記録する。</p> <p>(2) 組織は、原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p>

No	東京電力 HD（柏崎）	東北電力（女川）	北陸電力（志賀）	中国電力（島根）	原電(東海第二)
	<p>(3) 組織は、工事を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査並びに事業者検査以外の検査及び試験（以下「試験等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a) 事業者検査及び試験等の具体的方法 b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査及び試験等の項目、評価方法及び管理基準 c) 事業者検査及び試験等の実施時期</p> <p>※3：法令に基づく手続きとは、原子炉等規制法 第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（設計及び工事の計画の認可）、第43条の3の10（設計及び工事の計画の届出）及び第43条の3の11第3項（使用前事業者検査の確認申請）、並びに電気事業法第47条・第48条（工事計画）および第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。（以下、本条および第121条において同じ。） (中略)</p> <p>7.3 特別な保全計画の策定 (変更なし)</p> <p>8. 保全の実施 (1) 組織は、7.で定めた保全計画に従って保全を実施する。  (2) 組織は、保全の実施にあたって、第107条の2による設計管理及び第107条の3による作業管理を実施する。</p>	<p>(3) 組織は、工事を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査並びに事業者検査以外の検査及び試験（以下「試験等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 事業者検査及び試験等の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査及び試験等の項目、評価方法及び管理基準 c. 事業者検査及び試験等の実施時期</p> <p>※3：法令に基づく必要な手続きとは、原子炉等規制法第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（設計及び工事の計画の認可）、第43条の3の10（設計及び工事の計画の届出）および第43条の3の11第3項（使用前事業者検査の確認申請）、ならびに電気事業法第47条・第48条（工事計画）および第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。（以下、本条および第121条において同じ。） (中略)</p> <p>6.3 特別な保全計画の策定 (変更なし)</p> <p>7. 保全の実施 (1) 組織は、6.で定めた保全計画に従って保全を実施する。  (2) 組織は、保全の実施にあたって、第107条の2による設計管理および第107条の3による作業管理を実施する。</p>	<p>(3) 発電所組織は、工事を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮し得る状態にあることを事業者検査並びに事業者検査以外の検査及び試験（以下「試験等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 事業者検査及び試験等の具体的方法 b. 所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査及び試験等の項目、評価方法及び管理基準 c. 事業者検査及び試験等の実施時期</p> <p>※3：法令に基づく必要な手続きとは、「原子炉等規制法」の第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（設計及び工事の計画の認可）、第43条の3の10（設計及び工事の計画の届出）および第43条の3の11第3項（使用前事業者検査の確認申請）ならびに「電気事業法」の第47条・第48条（工事計画）および第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。（以下、第119条（記録）において同じ。） (中略)</p> <p>6.3 特別な保全計画の策定 (変更なし)</p> <p>7. 3 特別な保全計画の策定 (変更なし)</p> <p>8. 保全の実施 (1) 各課長（総務課長、課長（核物質防護）を除く。）は、7.で定めた保全計画に従って保全を実施する。  (2) 設備主管課長は、保全の実施にあたって、以下の必要なプロセスおよび第106条の2による設計管理ならびに第106条の3による作業管理を実施する。 (中略) d. 工事管理：構築物、系統および機器に対して行われる保全の実施状況を管理する。これらの業務は、「島根原子力發</p>	<p>(3) 設備主管課長および検査実施責任者は、工事を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査並びに事業者検査以外の検査及び試験（以下「試験等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。なお、「調達管理手順書」、「島根原子力発電所使用前事業者検査（溶接）実施手順書」、「島根原子力発電所定期事業者検査実施手順書」、「島根原子力発電所使用前事業者検査（施設）実施手順書」、「配管内厚管理手引書」、「供用期間中検査計画管理手引書」および「設備診断手順書」のうち業務に応じた文書を用いて実施する。</p> <p>a. 事業者検査及び試験等の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査及び試験等の項目、評価方法および管理基準 c. 事業者検査及び試験等の実施時期</p> <p>※3：安全上重要な機器等とは、安全上重要な機器等を定める告示に定める機器及び構造物をいう。</p> <p>※4：法令に基づく手続きとは、原子炉等規制法 第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（設計及び工事の計画の認可）、第43条の3の10（設計及び工事の計画の届出）および第43条の3の11第3項（使用前事業者検査の確認申請）ならびに「電気事業法」の第47条・第48条（工事計画）および第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。なお、手続きが不要と判断した場合にも、その理由を併せて記録する。（以下、第119条（記録）において同じ。） (中略)</p> <p>6.3 特別な保全計画の策定 (変更なし)</p> <p>7. 保全の実施 (1) 組織は、6.で定める保全計画に従って保全を実施する。  (2) 保全の実施にあたって、第107条の2による設計管理及び第107条の3による作業管理を実施する。 (中略) d. 工事管理：構築物、系統および機器に対して行われる保全の実施状況を管理する。これらの業務は、「島根原子力發</p>	<p>(3) 組織は、工事を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査並びに事業者検査以外の検査及び試験（以下「試験等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a) 事業者検査及び試験等の具体的方法 b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査及び試験等の項目、評価方法および管理基準 c) 事業者検査及び試験等の実施時期</p> <p>※3：安全上重要な機器等とは、安全上重要な機器等を定める告示に定める機器及び構造物をいう。</p> <p>※4：法令に基づく手続きとは、原子炉等規制法 第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（設計及び工事の計画の認可）、第43条の3の10（設計及び工事の計画の届出）および第43条の3の11第3項（使用前事業者検査の確認申請）ならびに「電気事業法」の第47条・第48条（工事計画）および第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。なお、手続きが不要と判断した場合にも、その理由を併せて記録する。（以下、第119条（記録）において同じ。） (中略)</p> <p>6.3 特別な保全計画の策定 (変更なし)</p> <p>7. 保全の実施 (1) 組織は、6.で定める保全計画に従って保全を実施する。  (2) 保全の実施にあたって、第107条の2による設計管理及び第107条の3による作業管理を実施する。</p>

No	東京電力 HD (柏崎)	東北電力 (女川)	北陸電力 (志賀)	中国電力 (島根)	原電(東海第二)
				<p>電所工事業務管理手順書」、「工事施工管理手順書」、「工事における安全管理手順書」、「点検手入れ前状態データ採取・評価手引書」、「本設測定機器管理手順書」、「試験・検査用測定機器管理手順書」、「プラント停止時工程管理手順書」、「配管内厚管理手引書」、「供用期間中検査計画管理手引書」、「作業要領書作成手引書」、「作業票取扱手順書」、「島根原子力発電所土木建築関係設備点検手順書」、「設備診断手順書」、「保修部門巡回点検手順書」、「建設プラント管理手順書」および「3号機作業票取扱手順書」のうち業務に応じた文書を用いて実施する。</p>	
	(3) 組織は、保全の結果について記録する。	(3) 組織は、保全の結果について記録する。	(3) 原子力運営組織は、保全の結果について記録する。	(3) 設備主管課長は、保全の結果について記録する。  (4) 設備主管課長は、「点検計画作成・運用手順書」に基づき、点検実績を点検計画表に反映する。	(3) 組織は、保全の結果について記録する。なお、安全上重要な機器等の保全について、それを確認するために必要な事項、安全上重要な機器等の補修等について法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む。）を確認するために必要な事項を含む。
9. 保全の結果の確認・評価	8. 保全の結果の確認・評価	8. 保全の結果の確認・評価	9. 保全の結果の確認・評価	8. 保全の結果の確認・評価	
(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統および機器の保全の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期 <sup>※4</sup> までに確認・評価し、記録する。  (2) 組織は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。  (3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていること	(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統および機器の保全の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期 <sup>※4</sup> までに確認・評価し、記録する。  (2) 組織は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。  (3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されてい	(1) 発電所組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統および機器の保全の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期 <sup>※4</sup> までに確認・評価し、記録する。  (2) 発電所組織は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。  (3) 発電所組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されてい	設備主管課長および検査実施責任者は、「調達管理手順書」、「島根原子力発電所使用前事業者検査（溶接）実施手順書」、「島根原子力発電所定期事業者検査実施手順書」、「島根原子力発電所使用前事業者検査（施設）実施手順書」、「点検計画作成・運用手順書」、「配管内厚管理手引書」、「供用期間中検査計画管理手引書」、「設備診断手順書」および「点検手入れ前状態データ採取・評価手引書」のうち業務に応じた文書を用いて実施する。	(1) 設備主管課長および検査実施責任者は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統および機器の保全の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期 <sup>※4</sup> までに確認・評価し、記録する。なお、定期事業者検査の検査要領書を作成する場合、「島根原子力発電所定期事業者検査実施手順書」に基づき点検計画表の内容が反映されることを確実にする。  (2) 検査実施責任者は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。  (3) 設備主管課長は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、保全の要領書に基づき、保全が実施されてい	(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統および機器の保全の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期 <sup>※5</sup> までに確認・評価し、記録する。  (2) 組織は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。  (3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていること

No	東京電力 HD (柏崎)	東北電力 (女川)	北陸電力 (志賀)	中国電力 (島根)	原電(東海第二)
	<p>を、所定の時期※4までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※4：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>10. 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の a) 及び b) の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の a) 及び b) に至った場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</p> <p>a) 保全を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 組織は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 組織は、(1)及び(2)の活動を第3条に基づき実施する。</p> <p>11. 保全の有効性評価 (変更なし)</p>	<p>ることを、所定の時期※4までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※4：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>9. 不適合管理、是正処置および未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、施設管理の対象となる施設およびプロセスを監視し、以下の a. および b. の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の a. および b. に至った場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</p> <p>a. 保全を実施した構築物、系統および機器が所定の機能を発揮し得ることを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 組織は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 組織は、(1)及び(2)の活動を第3条に基づき実施する。</p> <p>10. 保全の有効性評価</p> <p>原子力運営組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 原子力運営組織は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。</p> <p>なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全活動管理指標の監視結果</p>	<p>ることを、所定の時期※4までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※4：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>9. 不適合管理、是正処置および未然防止処置</p> <p>(1) 原子力運営組織は、施設管理の対象となる施設およびプロセスを監視し、不適合が認められた場合、第3条8.3に基づき不適合管理を行う。また、是正処置ならびに未然防止処置について、第3条8.5.2は正処置等ならびに第3条8.5.3未然防止処置に基づき実施する。なお、以下の a. および b. の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の a. および b. に至った場合には、不適合管理を行った上で、9.の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法、実施頻度および時期の是正処置ならびに未然防止処置を講じる。</p> <p>a. 保全を実施した構築物、系統および機器が所定の機能を発揮し得ることを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 原子力運営組織は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 原子力運営組織は、(1)及び(2)の活動を第3条に基づき実施する。</p> <p>11. 保全の有効性評価 (変更なし)</p>	<p>ることを、所定の時期※4までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※4：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>10. 不適合管理、是正処置および未然防止処置</p> <p>(1) 設備主管課長は、施設管理の対象となる施設およびプロセスを監視し、不適合が認められた場合、第3条8.3に基づき不適合管理を行う。また、是正処置ならびに未然防止処置について、第3条8.5.2は正処置等ならびに第3条8.5.3未然防止処置に基づき実施する。なお、以下の a. および b. の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の a. および b. に至った場合には、不適合管理を行った上で、9.の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法、実施頻度および時期の是正処置ならびに未然防止処置を講じる。</p> <p>a. 保全を実施した構築物、系統および機器が所定の機能を発揮し得ることを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 設備主管課長は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 設備主管課長は、(1)および(2)の活動を第3条に基づき実施する。</p> <p>11. 保全の有効性評価 (変更なし)</p>	<p>とを、所定の時期※5までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(4) 安全上重要な機器等の保全であることを確認した結果、安全上重要な機器等の補修等について法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容を確認した結果を含む。</p> <p>※5：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>9. 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の a) 及び b) の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の a) 及び b) に至った場合には、不適合管理を行ったうえで、是正処置を講じる。</p> <p>a) 保全を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮し得ることを確認・評価できない場合</p> <p>b) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 組織は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 組織は、(1)及び(2)の活動を第3条に基づき改善措置活動に基づき実施する。</p> <p>10. 保全の有効性評価</p> <p>組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。</p> <p>なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a) 保全活動管理指標の監視結果</p>

No	東京電力 HD (柏崎)	東北電力 (女川)	北陸電力 (志賀)	中国電力 (島根)	原電(東海第二)
	<p>12. 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 組織は、11. の保全の有効性評価の結果及び2. の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 組織は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p> <p>13. 構成管理</p> <p><u>組織は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</u></p> <p>(1) 設計要件 (第3条7. 2. 1に示す業務・原子炉施設に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第107条の2の設計に対する要求事項をいう。)</p> <p>(2) 施設構成情報 (第3条4. 2. 1に示す文書のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものかを示す図書、情報」をいう。)</p>	<p>11. 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 組織は、10. の保全の有効性評価の結果及び1. の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 組織は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p> <p>12. 構成管理</p> <p><u>組織は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</u></p> <p>(1) 設計要件 (第3条7. 2. 1に示す業務・原子炉施設に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第107条の2の設計に対する要求事項をいう。)</p> <p>(2) 施設構成情報 (第3条4. 2. 1に示す文書のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものかを示す図書、情報」をいう。)</p>	<p>b. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績 c. ブラブルなど運転経験 d. 高経年化技術評価及び定期安全レビュー結果 e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ f. リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 発電所組織は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合には、6.1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統および機器の点検間隔を変更する場合は、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a. 点検及び取替結果の評価 b. 劣化トレンドによる評価 c. 類似機器等のベンチマークによる評価 d. 研究成果等による評価</p> <p>(3) 原子力運営組織は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> <p>11. 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 各課長は、10. の保全の有効性評価の結果および2. の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認して、課長（修復管理）に通知する。課長（修復管理）は、修復部長の確認、運営委員会の審議を受け、所長の承認を得た結果を各課長へ周知する。また、各課長は、施設管理の有効性評価の結果に基づき、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 課長（修復管理）は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠および改善内容について記録する。</p> <p>12. 構成管理</p> <p><u>組織は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</u></p> <p>(1) 設計要件 (第3条7. 2. 1に示す業務・原子炉施設に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第106条の2の設計に対する要求事項をいう。)</p> <p>(2) 施設構成情報 (第3条4. 2. 1に示す文書のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものかを示す図書、情報」をいう。)</p>	<p>b) 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績 c) ブラブルなど運転経験 d) 高経年化技術評価及び定期安全レビュー結果 e) 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ f) リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 組織は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合には、6.1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a) 点検及び取替結果の評価 b) 劣化トレンドによる評価 c) 類似機器等のベンチマークによる評価 d) 研究成果等による評価</p> <p>(3) 組織は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> <p>11. 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 組織は、10. の保全の有効性評価の結果及び1. の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 組織は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p> <p>12. 構成管理</p> <p><u>組織は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</u></p> <p>a) 設計要件 (第3条(品質マネジメントシステム計画)7.2.1に示す個別業務等要求事項として明確にすべき事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第107条の2(設計管理)で実施する設計に対する要求事項をいう。)</p> <p>b) 施設構成情報 (第3条(品質マネジメントシステム計画)4.2.1に示す文書のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものかを示す図書、情報」をいう。)</p>	

No	東京電力 HD (柏崎)	東北電力 (女川)	北陸電力 (志賀)	中国電力 (島根)	原電(東海第二)
	<p>(3) 物理的構成（実際の構築物、系統及び機器をいう。）</p> <p>14. 情報共有 組織は、保全を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と共有する。</p>	<p>(3) 物理的構成（実際の構築物、系統および機器をいう。）</p> <p>13. 情報共有 組織は、保全を行った事業者から得られた保安の向上に資るために必要な技術情報を、BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と情報共有を行う。</p>	<p>(3) 物理的構成（実際の構築物、系統および機器をいう。）</p> <p>13. 情報共有 原子力運営組織は、保全を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と情報共有を行う。</p>	<p>(3) 物理的構成（実際の構築物、系統および機器をいう。）</p> <p>14. 情報共有 組織は、保全を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と情報共有を行う。</p>	<p>(3) 物理的構成（実際の構築物、系統および機器をいう。）</p>
27.	<p>(設計管理) 第107条の2 組織は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</p> <p>2. 組織は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第3条7.3に従って実施する。</p> <p>(1) 保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項</p> <p>(2) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の規定及び原子炉設置（変更）許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</p> <p>(3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>(4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>3. 本条における設計管理には、次条に定める作業管理及び第107条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p>	<p>(設計管理) 第107条の2 組織は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計または過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</p> <p>2. 組織は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第3条7.3に従って実施する。</p> <p>(1) 保全の結果の反映および既設設備への影響の考慮を含む、機能および性能に関する要求事項</p> <p>(2) 「技術基準規則」の規定および原子炉設置（変更）許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</p> <p>(3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>(4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>3. 本条における設計管理には、第107条の3に定める作業管理および第107条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p>	<p>(設計管理) 第106条の2 組織は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計または過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</p> <p>2. 原子力運営組織は、前項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第3条7.3に従って実施する。</p> <p>(1) 保全の結果の反映および既設設備への影響の考慮を含む、機能および性能に関する要求事項</p> <p>(2) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の規定及び原子炉設置（変更）許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</p> <p>(3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>(4) 設計開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>3. 本条における設計管理には、次条に定める作業管理および第106条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p>	<p>(設計管理) 第106条の2 組織は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計または過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</p> <p>2. 組織は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第3条7.3に従って実施する。</p> <p>(1) 保全の結果の反映および既設設備への影響の考慮を含む、機能および性能に関する要求事項</p> <p>(2) 「技術基準規則」の規定および原子炉設置（変更）許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</p> <p>(3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>(4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>3. 本条における設計管理には、次条に定める作業管理および第106条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p>	<p>(設計管理) 第107条の2 組織は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</p> <p>2. 組織は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第3条7.3に従って実施する。</p> <p>(1) 保全の結果の反映および既設設備への影響の考慮を含む、機能および性能に関する要求事項</p> <p>(2) 技術基準規則の規定および原子炉設置（変更）許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</p> <p>(3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>(4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>3. 本条における設計管理には、次条に定める作業管理および第107条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p>
28.	<p>(作業管理) 第107条の3 組織は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2. 組織は、原子炉施設の点検及び工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</p> <p>(2) 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止</p> <p>(3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>(4) 作業工程の管理</p> <p>(5) 供用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>(6) 第6章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>(7) 第7章に基づく放射線管理</p>	<p>(作業管理) 第107条の3 組織は、第107条の2の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2. 組織は、原子炉施設の点検および工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の原子炉施設および周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷および劣化の防止</p> <p>(2) 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止</p> <p>(3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>(4) 作業工程の管理</p> <p>(5) 供用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>(6) 第6章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>(7) 第7章に基づく放射線管理</p>	<p>(作業管理) 第106条の3 発電所組織は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2. 発電所組織は、原子炉施設の点検及び工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の各号を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</p> <p>(2) 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止</p> <p>(3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>(4) 作業工程の管理</p> <p>(5) 供用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>(6) 第6章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>(7) 第7章に基づく放射線管理</p>	<p>(作業管理) 第106条の3 組織は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2. 組織は、原子炉施設の点検および工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の原子炉施設および周辺環境からの影響による工事対象設備の損傷および劣化の防止</p> <p>(2) 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止</p> <p>(3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>(4) 作業工程の管理</p> <p>(5) 供用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>(6) 第6章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>(7) 第7章に基づく放射線管理</p>	<p>(作業管理) 第107条の3 組織は、前条の設計に従い工事を実施する。</p> <p>2. 組織は、原子炉施設の点検及び工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</p> <p>(2) 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止</p> <p>(3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>(4) 作業工程の管理</p> <p>(5) 供用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>(6) 第6章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>(7) 第7章に基づく放射線管理</p>

No	東京電力 HD (柏崎)	東北電力 (女川)	北陸電力 (志賀)	中国電力 (島根)	原電(東海第二)
	<p>3. 組織は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項及び第13条による巡視点検を定期的に行う。</p>	<p>3. 組織は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項および第13条による巡視点検を定期的に行う。</p>	<p>3. 発電所組織は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項および第13条による巡視点検を定期的に行う。</p>	<p>3. 組織は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項および第13条による巡視点検を定期的に行う。</p>	<p>3. 組織は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項及び第13条による巡視点検を定期的に行う。</p>
29.	<p>(使用前事業者検査の実施)</p> <p>第107条の4 所長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる原子炉施設について、設置又は変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2. 安全総括GMは、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施GMとして指名する。</p> <p>3. 検査実施GMは、自ら検査実施責任者となるか、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査の独立性確保を考慮し、検査実施責任者を指名する。</p> <p>4. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 検査の実施体制を構築する。</li> <li>(2) 検査要領書※1を定め、それを実施する。</li> <li>(3) 検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目毎の判定基準を定める。</li> </ul> <p>a. 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>b. 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合すること。</p> <p>(4) 検査項目毎の判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号a)及びb)の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※1：検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a) 構造、強度及び漏えいを確認するため</p>	<p>(使用前事業者検査の実施)</p> <p>第107条の4 所長は、設計および工事の計画の認可または設計および工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる原子炉施設について、設置または変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2. 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織以外の者を検査実施責任者として指名する。</p> <p>3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 検査の実施体制を構築する。</li> <li>(2) 検査要領書※1を定め、それを実施する。</li> <li>(3) 検査対象の原子炉施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と検査項目ごとの判定基準を定める。</li> </ul> <p>a. 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>b. 「技術基準規則」へ適合すること。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号a)およびb)の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※1：検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 構造、強度及び漏えいを確認するため</p>	<p>(使用前事業者検査の実施)</p> <p>第106条の4 所長は、設計及び工事の計画の認可または設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる原子炉施設について、設置または変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2. 室長は、保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 検査の実施体制を構築する。</li> <li>(2) 検査要領書※1を定め、それを実施する。</li> <li>(3) 検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</li> </ul> <p>a. 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>b. 「技術基準規則」へ適合すること。</p> <p>(4) 検査項目毎の判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号a)及びb)の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※1：検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 構造、強度および漏えいを確認するた</p>	<p>(使用前事業者検査の実施)</p> <p>第106条の4 所長は、設計及び工事の計画の認可または設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる原子炉施設について、設置または変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「技術基準規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2. 検査総括責任者は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 検査の実施体制を構築する。</li> <li>(2) 検査要領書※1を定め、それを実施する。</li> <li>(3) 検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</li> </ul> <p>a. 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>b. 「技術基準規則」へ適合すること。</p> <p>(4) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 検査要領書※1を定める。</li> <li>(2) 検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</li> <li>a) 設工認に従って行われたものであること。</li> <li>b) 技術基準規則に適合するものであること。</li> </ul> <p>(4) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 前項で定めた検査要領書に従い、検査を実施する。</li> <li>(2) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前項(3)a)及び b)の基準に適合することを最終判断する。</li> </ul>	<p>(使用前事業者検査の実施)</p> <p>第107条の4 所長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる原子炉施設について、設置又は変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「技術基準規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2. 検査グループマネージャーは、次の各号を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</li> </ul> <p>(2) 検査要領書※1を定める。</p> <p>(3) 検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>a) 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>b) 技術基準規則に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 前項で定めた検査要領書に従い、検査を実施する。</li> <li>(2) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前項(3)a)及び b)の基準に適合することを最終判断する。</li> </ul>

No	東京電力 HD (柏崎)	東北電力 (女川)	北陸電力 (志賀)	中国電力 (島根)	原電(東海第二)
	<p>に十分な方法</p> <p>b) 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>c) その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p> <p>5. 検査実施責任者は検査項目毎の判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者。</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者。</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</p> <p>6. 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>7. 各G Mは、第4項及び第5項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>※1 : 使用前事業者検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象および以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 構造、強度および漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>b. 機能および性能を確認するために十分な方法</p> <p>c. その他設置または変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p>	<p>に十分な方法</p> <p>b. 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>c. その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p> <p>4. 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査担当者に行わせることができ。このとき、検査担当者として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織以外の者</p> <p>(2) 検査対象となる設置または変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者。</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</p> <p>5. 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6. 室長及び各課長は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>	<p>に十分な方法</p> <p>b. 機能および性能を確認するために十分な方法</p> <p>c. その他設置または変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p> <p>4. 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者。</p> <p>(2) 検査対象となる設置または変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者。</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</p> <p>5. 検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6. 各課長は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>	<p>に十分な方法。</p> <p>b. 機能および性能を確認するために十分な方法。</p> <p>c. その他設置または変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法。</p> <p>4. 検査グループマネージャーは、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者。</p> <p>(2) 検査対象となる設置または変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者。</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</p> <p>5. 検査グループマネージャーは、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6. 各マネージャーは、第2項、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>	<p>4. 検査グループマネージャーは、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者。</p> <p>(2) 検査対象となる設置または変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者。</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</p> <p>5. 検査グループマネージャーは、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6. 各マネージャーは、第2項、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>
30.	(定期事業者検査の実施) 第107条の5 所長は、原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括す	(定期事業者検査の実施) 第107条の5 所長は、原子炉施設が「技術基準規則」に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査を統括す。	(定期事業者検査の実施) 第106条の5 所長は、原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括す。	(定期事業者検査の実施) 第106条の5 所長は、原子炉施設が「技術基準規則」に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括す。	(定期事業者検査の実施) 第107条の5 所長は、原子炉施設が技術基準規則に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括す。

No	東京電力 HD (柏崎)	東北電力 (女川)	北陸電力 (志賀)	中国電力 (島根)	原電(東海第二)
	<p>る。</p> <p>2. 安全総括GMは、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備を所管又は点検を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施GMとして指名する。</p> <p>3. 検査実施GMは、自ら検査実施責任者となるか、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査の独立性確保を考慮し、検査実施責任者を指名する。</p> <p>4. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 検査の実施体制を構築する。</li> <li>(2) 検査要領書※1を定め、それを実施する。</li> <li>(3) 検査対象の原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目毎の判定基準を定める。</li> </ul> <p>(4) 検査項目毎の判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※1：各プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</li> <li>(2) 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</li> <li>(3) (1)(2)による方法のほか、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</li> </ul> <p>5. 検査実施責任者は検査項目毎の判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者。</li> <li>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者。</li> <li>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</li> </ul>	<p>2. 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の施設管理を実施する組織以外の者を検査実施責任者として指名する。</p> <p>3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 検査の実施体制を構築する。</li> <li>(2) 検査要領書※1を定め、それを実施する。</li> <li>(3) 検査対象の原子炉施設が「技術基準規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</li> </ul> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※1：各プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗および異常の発生状況を確認するために十分な方法</li> <li>b. 試運転その他の機能および作動の状況を確認するために十分な方法</li> <li>c. a., b. による方法のほか、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</li> </ul> <p>4. 検査実施責任者は、検査項目毎の判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者。</li> <li>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者。</li> <li>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</li> </ul>	<p>「検査」という。) を統括する。</p> <p>2. 室長は、保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 検査の実施体制を構築する。</li> <li>(2) 検査要領書※1を定め、それを実施する。</li> <li>(3) 検査対象の原子炉施設が「技術基準規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</li> </ul> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※1：各プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗および異常の発生状況を確認するために十分な方法</li> <li>b. 試運転その他の機能および作動の状況を確認するために十分な方法</li> <li>c. a., b. による方法のほか、「技術基準規則」に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</li> </ul> <p>4. 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者。</li> <li>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者。</li> <li>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</li> </ul>	<p>2. 検査総括責任者は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備を所管または点検を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 検査の実施体制を構築する。</li> <li>(2) 検査要領書※1を定め、それを実施する。</li> <li>(3) 検査対象の原子炉施設が技術基準規則に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</li> </ul> <p>(4) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>2. 検査グループマネージャーは、次の各号を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の保全担当部門とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</li> </ul> <p>(2) 検査要領書※1を定める。</p> <p>(3) 検査対象の原子炉施設が技術基準規則に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 前項で定めた検査要領書に従い、検査を実施する。</li> <li>(2) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前項(3)の基準に適合することを最終判断する。</li> </ul> <p>a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗および異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>b. 試運転その他の機能および作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>c. a. およびb. による方法のほか、「技術基準規則」に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</p> <p>4. 検査グループマネージャーは、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の保全担当部門とは別の組織の者。</li> <li>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者。</li> <li>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</li> </ul>	<p>2. 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者。</li> <li>(2) 検査対象となる設備の工事または点検の調達における供給者のなかで、当該工事または点検を実施する組織とは別の組織の者。</li> <li>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</li> </ul>

No	東京電力 HD (柏崎)	東北電力 (女川)	北陸電力 (志賀)	中国電力 (島根)	原電(東海第二)
	<p>6. 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>7. 各GMは、第4項及び第5項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>※1 :各プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗および異常の発生状況を確認するために十分な方法</li> <li>b. 試運転その他の機能および作動の状況を確認するために十分な方法</li> <li>c. a. b.による方法のほか、技術基準規則に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</li> </ul>	<p>5. 検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査担当者の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6. 各課長は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>	<p>5. 検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6. 室長及び各課長は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>	<p>5. 検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6. 各課長は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>	<p>5. 検査グループマネージャーは、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6. 各マネージャーは、第2項、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>7. 各室長は、第2項、第3項及び第4項に係る事項について、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>※1 :各プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</li> <li>b) 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</li> <li>c) a)及びb)による方法のほか、技術基準規則に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</li> </ul>